

第5回 大分市教育ビジョン検討委員会

日 時： 平成 28 年 11 月 15 日 (火) 15 : 00～

場 所： 大分市教育センター2階 202 研修室

【日程】

I 開会

II 会長あいさつ

III 協議

《「中間まとめ」の検討について》

協議① ○ 基本構想 ～ 基本計画 (1 目的～5 重点施策の体系) p 1～ 9

協議② ○ 基本方針 1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実 p 10～22

協議③ ○ 基本方針 2 子どもたちの学びを支える教育環境の充実 p 23～32

協議④ { ○ 基本方針 3 社会教育の推進と生涯学習の振興 p 33～38

{ ○ 基本方針 4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信 p 39～44

協議⑤ { ○ 基本方針 5 スポーツの振興 p 45～55

{ ○ 基本方針 6 人権を尊重する社会づくりの推進 p 56～58

IV その他

○ パブリックコメントについて

○ 第 6 回大分市教育ビジョン検討委員会の開催について
・平成 29 年 2 月 7 日 (火) 15 : 00～17 : 00 大分市教育センター202

V 閉会

大分市教育ビジョン （中間まとめ）

○ 別添資料「『大分市教育ビジョン検討委員会』における検討事項一覧」の各検討事項に対応する修正箇所等については、**網掛け** で示しています。

※ 検討事項のうち、原案のとおりとするものについては、別添資料「検討事項一覧」のp4の下段に示しています。

○ 表記上統一する必要がある語（漢字・かな表記等）や「検討事項一覧」以外に修正等を行った箇所については、下線 で示しています。

大分市教育委員会

■ 基本構想

1 策定の趣旨	p 1
2 位置付け	p 1
3 対象範囲	p 1
4 計画の期間	p 1
5 教育を取り巻く社会の動向	p 2
6 これまでの取組状況	p 5
7 基本理念	p 6
8 基本理念の実現に向けて	
(1) 6つの基本方針	p 6
(2) 2つの視点〈「縦の接続」と「横の連携」〉	p 7

■ 基本計画

1 目的	p 8
2 期間	p 8
3 指標	p 8
4 点検・評価	p 8
5 重点施策の体系（構成図）	p 9
6 施策の展開	

基本方針 1 ▶ 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

重点施策(1) 生きる力をはぐくむ教育活動の展開

- 小中一貫教育の推進 p10
- 確かな学力の向上 p11
- 豊かな心の育成と社会の変化への対応 p12
- 健やかな体の育成と健康・安全教育の推進 p14

重点施策(2) 学校の創意工夫による教育の充実 p17

重点施策(3) 個に応じた教育活動の充実 p19

重点施策(4) 幼児教育の充実 p21

基本方針 2 ▶ **子どもたちの学びを支える教育環境の充実**

- 重点施策(1) すべての子どもの学びの保障 p23
- 重点施策(2) 時代の変化に対応した教育環境の整備 p25
- 重点施策(3) 教職員の指導力の向上 p28
- 重点施策(4) 地域と連携した取組の推進 p30

基本方針 3 ▶ **社会教育の推進と生涯学習の振興**

- 重点施策(1) 生涯学習支援体制の充実 p33
- 重点施策(2) 学習機会や内容の充実 p35
- 重点施策(3) 地域活動の充実 p36
- 重点施策(4) 地域における子どもの健全育成 p38

基本方針 4 ▶ **個性豊かな文化・芸術の創造と発信**

- 重点施策(1) 美術の振興と発信 p39
- 重点施策(2) 文化財の保護・保存・活用 p42

基本方針 5 ▶ **スポーツの振興**

- 重点施策(1) 生涯スポーツの推進 p45
- 重点施策(2) 競技スポーツの振興 p48
- 重点施策(3) スポーツを指導・支援する人材の育成 p50
- 重点施策(4) スポーツ施設の整備 p52
- 重点施策(5) スポーツを通じた地域活性化 p54

基本方針 6 ▶ **人権を尊重する社会づくりの推進**

- 重点施策(1) 学校教育における人権・同和教育の推進 p56
- 重点施策(2) 社会教育における人権・同和教育の推進 p57
- 重点施策(3) 人権啓発の推進 p58

基本構想

1 策定の趣旨

◆ 大分市では、平成 18 年に改正された教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、本市教育行政の方向や施策を明らかにした「大分市教育ビジョン」を平成 20 年度に策定し、「豊かな人間性の創造」、「人権を尊重する社会づくりの推進」などを基本的な施策とするさまざまな具体的施策を学校、家庭、地域との連携・協力のもと、計画的に推進してまいりました。

このようななか、国においては、平成 30 年度からの 5 年間を実施期間とする「第 3 期教育振興基本計画」について中央教育審議会に諮問するなど、新たな計画の策定に向けた検討が進められています。

本市におきましても、基本構想の期間を 9 年間としておりました現行の大分市教育ビジョンが平成 28 年度をもって満了することから、教育を取り巻く社会の動向を踏まえるとともに、これまでの計画を見直し、本市教育の一層の振興を図るために必要な施策等を総合的・体系的に示す新たな「大分市教育ビジョン」を策定するものです。

2 位置付け

◆ 「大分市教育ビジョン」は、本市の最上位計画である「大分市総合計画」の基本理念の実現を教育の分野から目指すものとして位置付け、「大分市教育大綱」の趣旨を反映させるとともに、教育基本法第 17 条第 2 項に規定される各地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けます。

3 対象範囲

◆ 本市教育委員会が所管する施策や事業を対象としています。

本計画の対象範囲に含まれない施策や事業で、教育委員会が関係するものについては、大分市総合計画及び他の分野計画などに基づき、関係部局と連携しながら推進します。

4 計画の期間

◆ 「大分市教育ビジョン」は、「大分市総合計画」との整合性などを総合的に考え、基本構想の目標年度を平成 29 年度から平成 36 年度までの 8 年間としています。

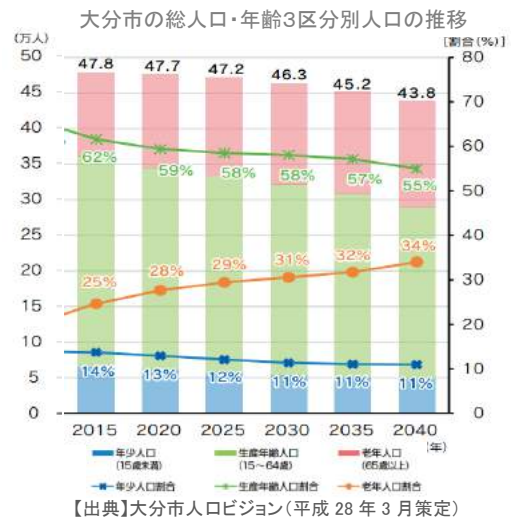
H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度
● 大分市総合計画 <基本構想 (H28 年度～H36 年度)>								
基本計画 (第 I 期) H28 年度～H31 年度				基本計画 (第 II 期) H32 年度～H36 年度				
《4 年間》				《5 年間》				
◆ 大分市教育大綱 H28 年度～H31 年度								
★ 大分市教育ビジョン <基本構想 (H29 年度～H36 年度)>								
基本計画 (第 I 期) H29 年度～H31 年度				基本計画 (第 II 期) H32 年度～H36 年度				
《3 年間》				《5 年間》				

5 教育を取り巻く社会の動向

◆ 少子高齢化・人口減少社会の到来

我が国の人口は、平成 72 年（2060 年）には、平成 22 年（2010 年）比約 3 割減の約 9 千万人まで減少し、そのうちの約 4 割が 65 歳以上の高齢者となることが予想されています。このような急激な少子化・高齢化の進展に伴う人口構造の変化により、経済規模の縮小や労働力の低下、社会保障費の増大などが懸念されています。

こうしたことを踏まえ、基礎自治体においても、人口減少の克服に取り組むなか、地域の特徴を生かした持続可能な社会を創造する取組が求められています。



◆ グローバル化と情報通信技術の進展

グローバル化や情報技術の進展に伴い、人・情報・経済やさまざまな文化・価値観が国を越え流動化するなど、変化の激しい社会に移行しています。また、SNS^{※1} などによる情報共有は、かつてないスピードで進んでおり、政治、経済にまで大きな影響を与えるようになっていきます。

現在、こうした状況に対応できるよう、新たな知識や専門的能力を有し、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。

◆ 子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策が重要となっています。国においては、平成 25 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を定めるとともに、翌、平成 26 年には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

地方公共団体においても、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定・実施し、子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現することが求められています。

◆ 地球規模の問題

環境問題や食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など、さまざまな地球規模の課題に直面している現在、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが重要です。こうした課題を解決する上から、身近な課題について自分たちができることを考え行動していくという学びが重要となっており、将来にわたって持続可能な社会を構築する担い手をはぐくむ教育（ESD^{※2}）の推進が求められています。

※1 SNS…ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。ネット上で共同体を構築できるサービス。参加者は、プロフィールや趣味を公開し、日記の掲載、情報交換などを行うもの。

※2 ESD…持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の略。環境、貧困、人権、平和、開発といったさまざまな現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

◆ 地域社会のつながりの希薄化

都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されています。

一方で、東日本大震災により、コミュニティにおける人と人とのつながりや支え合いの重要性が改めて認識されるなど、人の絆を大切にする活力ある社会を形成することが求められています。学校においては、地域住民の連携・協力をはじめとして学びを通じたコミュニティの形成をより積極的に進めていくことが求められています。



◆ 社会を挙げてのスポーツ・文化芸術の振興

日本では、平成 31 年（2019 年）に「ラグビーワールドカップ 2019」、平成 32 年（2020 年）に「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が予定されており、スポーツ振興の機運が高まっています。また、国内でのこうした国際的なスポーツイベントの開催は、我が国の文化芸術の魅力を世界に示すとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会でもあることから、文化芸術振興の機運も高まっており、社会を挙げてスポーツ・文化芸術の一層の振興を図る取組が求められています。

◆ 「チーム学校」の推進

複雑化・多様化した課題を解決し、子どもに必要な資質・能力をはぐくんでいくためには、教育に携わる教員一人ひとりの力量を高めていくことはもとより、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要です。その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員がスクールカウンセラー^{※3}やスクールソーシャルワーカー^{※4}等の専門スタッフと連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化するなど、チームとしての学校の体制を整備することが求められています。

◆ 教育委員会と市長部局との連携強化

教育委員会の責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化等を図ることを目的に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の施行（H27.4.1）に伴い、市長との協議・調整の場である総合教育会議や「教育大綱」の策定といった新たな仕組みを活用するなど、これまで以上に市長部局との連携を図るなか、より一層民意を反映した教育行政を推進することが求められています。

※3 スクールカウンセラー…学校で児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、カウンセリングをしたり、教職員や保護者に対して指導や援助をしたりする専門家のこと。平成 7 年以降、文部科学省が、暴力行為、いじめ、不登校などの問題の解決と予防のために、臨床心理士など専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置した。

※4 スクールソーシャルワーカー…家庭環境等に起因するさまざまな課題を抱える子どもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員のこと。

◆ 学校教育制度の多様化・弾力化

平成 18 年の教育基本法改正、平成 19 年の学校教育法改正により義務教育の目的・目標が明確化したことにより、小学校・中学校の連携の強化、義務教育 9 年間を通じた系統性・連続性に配慮した取組が求められており、多くの自治体では、いわゆる中 1 ギャップの解消を図ることなどを目的として、小中連携・一貫教育が地域の実情に応じて展開されています。

平成 27 年 2 月に国が公表した「小中一貫教育等についての実態調査の結果」では、小中連携・一貫教育を実施した市町村のうち 96%がこれまでの取組の総合的な評価について肯定的な回答を示すなど、一定の成果が認められるところです。

このような状況を踏まえ、平成 27 年には、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として学校教育法に規定されるなど、学校教育制度の多様化及び弾力化が図られています。



大分市初の義務教育学校(大分市立碩田学園)

◆ 次期学習指導要領等の改訂

次期学習指導要領については、平成 32 年度から小学校で、平成 33 年度からは中学校で順次全面実施が予定されています。

現在、国においては、次期学習指導要領の改訂に向け、新しい時代に必要となる資質・能力の育成（何ができるようになるか）のほか、育成すべき資質や能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し（何を学ぶか）、アクティブ・ラーニングの視点^{※5}からの不断の授業改善（どのように学ぶか）等の視点に基づき検討が進められています。

また、幼稚園においては、平成 30 年度に次期教育要領の全面実施が予定されています。

※5 アクティブ・ラーニングの視点…質の高い学びを実現し、子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにするため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す授業改善の視点。

6 これまでの取組状況

大分市では、平成20年度に策定した「大分市教育ビジョン」に基づき、これまで9年間、「思いやる豊かな心と生きがいをはぐくむまちづくり」の基本理念のもと、5つの基本的な施策に沿ってさまざまな具体的な施策を展開してまいりました。

この間、施策の進捗状況等について、自己評価や学識経験者による点検・評価を毎年実施し、取組の充実・改善を図ってまいりました。目標年度の前年度である平成27年度においては、具体的な施策に係る98の指標のうち、93(94.9%)の指標において達成または概ね達成の状況となるなど、これまでの取組による着実な成果が認められるところです。

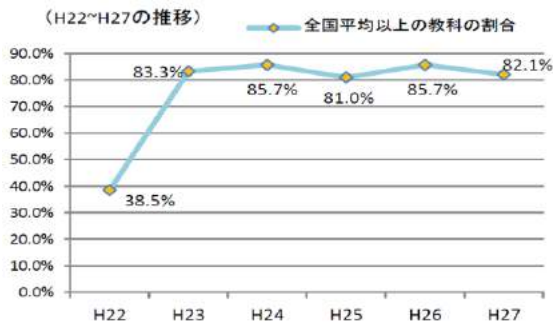
一方で、これまでの点検・評価により、目標を達成していない施策も明らかとなっており、取組の一層の充実・改善に努めるとともに、近年の社会情勢の急激な変化に伴う新たな教育課題への対応が求められています。

「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」より —平成22年度～平成27年度の指標の達成状況の推移(一部抜粋)—

学校教育の充実(生きる力をはぐくむ教育活動の展開)

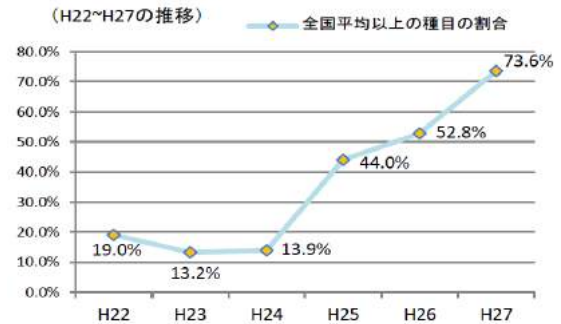
◆【具体的な施策】大分っ子基礎学力アップ推進事業の実施

- ・<指標> 市・県主催の学力調査で全国平均以上の教科の割合(70%以上)



◆【具体的な施策】子どもの健康や体力の増進

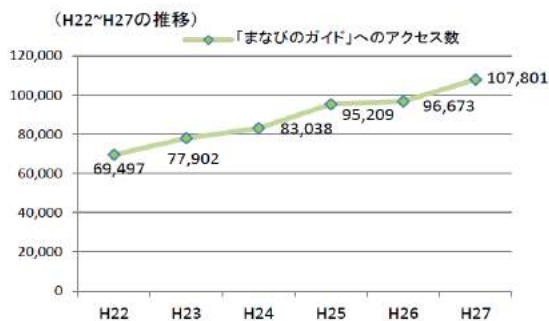
- ・<指標> 新体カテストで全国平均以上の種目の割合(60%以上)



社会教育の推進と生涯学習の振興(学習情報提供活動の充実)

◆【具体的な施策】生涯学習に関する多様な学習情報の提供

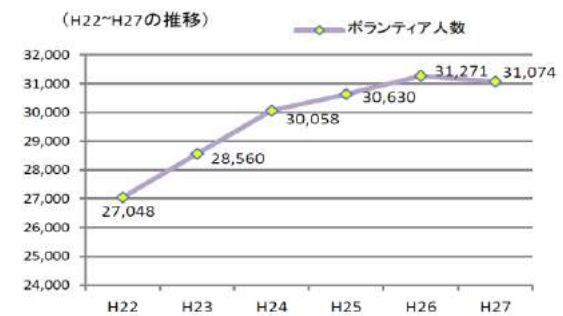
- ・<指標> 「まなびのガイド」へのアクセス数(8万件以上)



青少年の健全育成(青少年の健全育成活動・社会環境整備などの推進)

◆【具体的な施策】大分市こどもの安全見守りボランティア推進事業

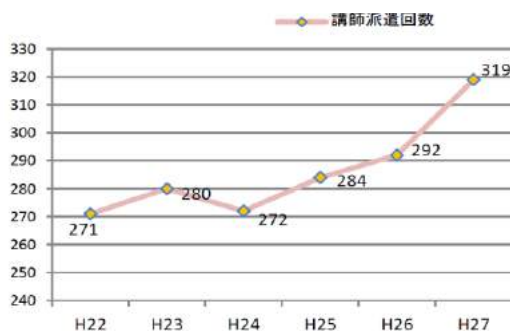
- ・<指標> ボランティア人数(3万人)



人権を尊重する社会づくりの推進(人権啓発の推進)

◆【具体的な施策】人権啓発研修会などの人権啓発事業

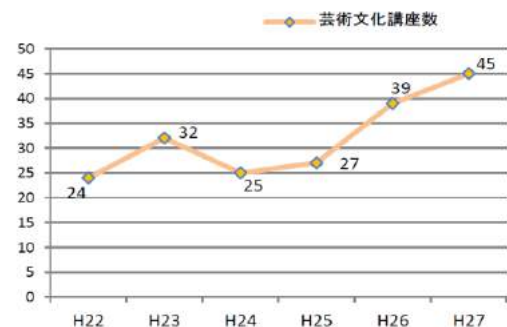
- ・<指標> 講師派遣回数(295回)



個性豊かな文化の創造と発信(文化施設の整備や機能の充実)

◆【具体的な施策】文化活動を行う多くの市民が交流しあえる場の提供

- ・<指標> 芸術文化講座数(25講座)



7 基本理念

豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ

学校、家庭、地域の連携・協働のもと、未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、個性を尊重し、創造性を伸ばすことによって、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくみます。

また、生涯にわたって、主体的に学び、文化・芸術やスポーツに親しむなど、だれもがうるおいや生きる喜びを実感でき、郷土に誇りの持てるひとづくりを進めます。

《目指す人間像》

- 夢や希望を持ち 「生きる力」をはぐくむたくましい子ども
- 郷土に誇りを持ち 生涯を通じて 自ら学び生きがいをはぐくむ 心豊かな大分市民



8 基本理念の実現に向けて

(1) 6つの基本方針

大分市教育ビジョンの基本理念の実現に向け、6つの基本方針を定め、計画を推進します。

基本方針1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

- 幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進することにより、「豊かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を創造します。

基本方針2 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

- 子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域及び関係機関との連携強化を図りながら、時代の要請に応える創意ある教育環境の整備・充実に努めます。

基本方針3 社会教育の推進と生涯学習の振興

- 生涯学習社会の構築のため、学びの支援体制や機会・内容の充実に努めるとともに、地域力の向上を図ります。また、豊かな人間性や社会性をはぐくむため、地域で子どもたちを育成するための環境づくりを推進します。

基本方針4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

- 優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、文化・芸術を生かしたまちづくりを進めます。

基本方針5 スポーツの振興

- 市民のだれもが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興に努めます。

基本方針6 人権を尊重する社会づくりの推進

- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて人権教育・啓発を推進し、一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、ともに生きる喜びを実感できる地域社会の実現に努めます。

(2) 2つの視点＜「縦の接続」と「横の連携」＞

本市では、基本方針に基づく施策を総合的に推進する上から、「縦の接続」と「横の連携」の視点による、つなぎ・つながる教育の展開を図ります。

「縦の接続」

● 学校教育段階はもとより生涯学習社会の実現の観点から、一人ひとりが、よりよく生きるための意欲と力を生涯にわたって高め、豊かなものにしていくことが大切です。



「縦の接続」

社会・
上級学校へ

高等学校

中学校



学 校



家 庭



地 域

「横の連携」

● 社会全体で連携・協働して教育に取り組むことは、一人ひとりの主体的な参画によるコミュニティづくりや、よりよい社会づくりに資する上から重要です。



● 家庭教育と幼児教育、幼児教育と小学校、小学校と中学校など、それぞれの教育の役割や校種ごとの目標の達成に留意しながら、円滑な接続を図ることが大切です。



小学校

就学前

● 社会のさまざまな世代の人々や組織等が多様な形態で教育に関わることは、働くことや、社会とつながり社会に参画することの意義を身をもって子どもたちに示し、将来に向けてその視野を広げ、生きる意欲を高めることにもつながります。



基本計画

1 目的

- ◆ 基本計画は、「豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ」の基本理念を実現し、本市教育の一層の振興を図る上から、中長期的かつ総合的な展望を持ち、より実効性のある教育改革を計画的・体系的に進めるため、基本構想に示した6つの基本方針に係る具体的施策及び取組内容等を明らかにするものです。

2 期間

- ◆ 基本計画の期間は、平成29年度から平成31年度までを「第Ⅰ期」、平成32年度から平成36年度までを「第Ⅱ期」とします。

なお、平成32年度からの第Ⅱ期基本計画については、第Ⅰ期基本計画の進捗状況、国や県の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを図ります。

3 指標

- ◆ 本計画において、学校、家庭、地域社会と行政が連携・協働して取り組むさまざまな具体的施策の進捗について、市民に分かりやすく示すため、計画の中間年度である平成31年度及び最終年度である平成36年度に目指す姿としての指標を設定しています。

なお、指標は、原則的に数値で設定していますが、取組の特性により、数値で表せない場合もあります。

※ 指標等において「小中学校」と表記のある場合は、「義務教育学校」を含みます。
また、「小学校」とある場合は、義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）、「中学校」とある場合は、義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。

4 点検・評価

- ◆ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、本教育ビジョンに示した主な取組について年度ごとにその進捗状況を点検・評価し、各施策の展開の仕方について、必要な見直しを図ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

5 重点施策の体系（構成図）

〈基本方針〉

〈重点施策〉



6 施策の展開

基本方針1 ▶ 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

教育は人格の完成を目指して行われるものであり、子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来にわたって幸福でより良い人生を送ることができるようにすることが大切です。

このため、人格形成の基礎を培う幼児期の教育においては、質の高い教育・保育を総合的に提供することが重要です。また、小中学校においては、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することが重要な課題となっています。

そこで、各学校の子どもや地域の実態を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進するとともに、学校、家庭、地域などの子どもを取り巻くすべての大人が緊密に連携し、総力を挙げて子どもたちの教育に関わっていくことが必要です。

さらに、人権尊重を基盤に一人ひとりの能力、適性に応じた教育活動を展開するとともに、幼稚園等と小学校の連携の推進や小中学校9年間を見通した系統的な教育を行う小中一貫教育の推進が求められています。

重点施策(1) ▶ 生きる力をはぐくむ教育活動の展開

■ 小中一貫教育の推進

現状 及び 課題

現在、賀来小中学校及び10中学校区[☆]のモデル校における取組の成果や課題を踏まえ、市内全小中学校において学校、地域の実情に応じた小中一貫教育を推進しています。また、平成29年度には、本市初の義務教育学校である碩田学園が開校します。

これまでの取組を通して、児童生徒の学力の向上や自尊感情の高まりなどに加え、教職員間の協働意識の高まりや小中学校間の系統性を踏まえた授業力の向上など、多くの成果が見られています。

今後とも、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむ上から、義務教育9年間を見通した系統的な教育を推進することが求められます。

[☆] 10中学校区：碩田中学校区、鶴崎中学校区、吉野中学校区、竹中中学校区、植田東中学校区、大在中学校区、坂ノ市中学校区、神崎中学校区、佐賀関中学校区、野津原中学校区

具体的施策①

学校や地域の実情に応じた小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した系統的な教育の充実に努めます。

主な取組	全体計画・年間指導計画に基づく義務教育9年間を見通した系統的な教育の充実		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各中学校区における小中一貫教育の全体計画や年間指導計画に基づき、児童生徒の交流行事や教職員の合同研修会等、計画的な取組を推進します。 ○ 取組の成果や課題を踏まえ、ねらいや目指す子ども像、取組内容や推進方法、研究組織等について、評価や見直しを行い、指導計画等の改善に努めます。 		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
各中学校区における目指す子ども像等を位置付けた、小中一貫教育の全体計画・年間指導計画の作成・実施及び改善	作成・実施	実施・改善	実施・改善

■ 確かな学力の向上

現状 及び 課題

グローバル化や情報化、少子高齢化等、変化の激しい社会の中で生きていくためには、実社会や実生活の中で知識を活用し、自ら課題を発見しその解決に向けて主体的・協働的に取り組む力等が必要です。

各学校においては、家庭、地域との連携のもと、学習意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ上から、教職員自らが指導方法を不断に見直し、改善していくことが求められます。

具体的施策①

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の向上のため、課題解決に向けた主体的・協働的な学びができるよう、指導方法の工夫・改善に努めます。

主な取組	各学校における指導方法の工夫・改善			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国、県、市主催の学力調査等の実施を通して、児童生徒の学力や学習状況を継続的に把握・分析し、各学校における指導方法の工夫・改善に努めます。 ○ 管理職等による日常的な授業観察や互見授業、校内や中学校区における授業研究会等を通して、主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）の実現に努めます。 ○ 小学校6年生及び中学校3年生を対象とした「卒業レポートプロジェクト^{※6}」の実施を通し、児童生徒の書く力の育成や総合的な学習の時間における探究的な学習の充実に努めます。 ○ 家庭との連携を図るなか、家庭学習の内容や時間等について、各学校で共通理解を図ることにより、各学年の発達の段階や児童生徒一人ひとりの実情に応じた家庭学習の充実に努めます。 			
	指 標	現状（H27年度）	H31年度	H36年度
	全国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の数の割合	78.9%	100%	100%

※6 卒業レポートプロジェクト…児童生徒の社会への興味・関心を高めるとともに、説明、論述等の力を総合的に育成するため、小学校6年生及び中学校3年生の段階で、これまでの各教科等における学習内容や身近な社会事象等の中から追究課題を設定し、情報収集、調査、分析・考察等、探究的な学びの過程を通して「卒業レポート」にまとめる学習活動。

■ 豊かな心の育成と社会の変化への対応

現状 及び 課題

グローバル化や情報化、少子高齢化等、変化の激しい社会に柔軟に対応するためには、多様な価値観を認めつつ、他者と対話し協働しながら、主体的に判断し、適切に行動できる資質や能力を備えることが重要です。

各学校においては、家庭や地域との連携のもと、社会生活を送る上で必要な規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情や他者への思いやり、伝統や文化を尊重する態度など豊かな心をはぐくむ教育活動に、今後も引き続き取り組むことが求められます。

具体的施策① 道徳教育の充実に努めます。

主な取組	道徳科を要とした道徳教育の充実			
取組の概要	○ 児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるため、道徳科の授業公開や授業研究等を行い、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等、指導方法の工夫・改善に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	「人の役に立つ人間になりたい」と思う小学校6年生、中学校3年生の児童生徒の割合	小学校 72.0% 中学校 75.3%	小学校 73.0% 中学校 76.5%	小学校 75.0% 中学校 78.0%

具体的施策② グローバル化に対応した国際理解教育の充実に努めます。

主な取組	外国語指導助手（ALT）の活用等による国際理解教育の充実			
取組の概要	○ 我が国や郷土の歴史、伝統・文化についての理解を深め、これらに誇りと愛情を持つとともに、異文化を理解し尊重するなど、国際的視野に立って主体的に行動する資質や能力の育成を図るため、外国語指導助手（ALT）を活用するなどし、国際理解教育の充実に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	小学校及び中学校における、外国語指導助手（ALT）を活用した年間総授業時間数	8,569 時間	12,200 時間	13,500 時間

具体的施策③ 環境教育の充実に努めます。

主な取組	環境の保全やよりよい環境づくりのために主体的に行動する実践的な態度等をはぐくむ環境教育の充実			
取組の概要	○ 持続可能な社会の構築を目指し、環境美化活動や自然体験などを通して、環境問題や環境と人間との関わりについて理解を深め、環境の保全やより良い環境づくりのために主体的に行動する実践的な態度や資質・能力の育成を図る、環境教育の充実に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
環境教育に関わる体験活動を実施した学校の割合		小学校 92% 中学校 83%	小学校 96% 中学校 91%	小学校 100% 中学校 100%

具体的施策④ 福祉の心をはぐくむ教育の充実に努めます。

主な取組	社会に奉仕する精神、思いやりの心など、福祉の心をはぐくむ教育の充実			
取組の概要	○ 地域の実情に応じた福祉体験活動やボランティア活動などの体験活動を重視し、勤労の尊さや社会に奉仕する精神、思いやりの心を養うなど、福祉の心をはぐくむ教育の充実に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
ボランティア活動の実施校の割合		64%	80%	100%

◇ 関連施策 : p31 具体的施策③

具体的施策⑤ 郷土の歴史・文化・伝統を大切にする教育の充実に努めます。

主な取組	副読本等を活用した郷土の歴史学習の充実			
取組の概要	○ 小中学校において、大友宗麟副読本 ^{※7} 等を活用した郷土の歴史学習の充実に努め、児童生徒の興味・関心を高めるとともに、郷土愛の育成を図ります。 ○ 未来を担う子どもたちに、大友氏をはじめとする大分の歴史を学んでもらい、郷土への愛着と誇りを持ってもらうため、児童生徒を対象にした歴史検定を実施します。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
ジュニア歴史検定 ^{※8} に合格した児童生徒の数 (累積)		—	30 人	60 人

※7 大友宗麟副読本…平成 25 年度より市内の小学 6 年生に配布し、社会科の授業等で活用している副読本。宗麟の人物像や功績をはじめ、アルメイダやザビエル、府内のまちの様子、西洋音楽や西洋美術の発祥に関する内容なども掲載している。

※8 ジュニア歴史検定…小中学校の児童生徒を対象とし、大友宗麟や大分の歴史に関する知識・理解の程度を問う検定。正答率 9 割以上の児童生徒を検定合格者として表彰する。

■ 健やかな体の育成と健康・安全教育の推進

現状 及び 課題

国や県主催の「体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ると、ここ数年本市の児童生徒の体力、運動能力は向上しています。しかしながら、運動に興味を持ち活発に運動する子どもとそうでない子どもに二極化する傾向が見受けられます。生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成するために、運動の楽しさや喜びを味わわせることが必要です。

また、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、朝食欠食、偏った栄養摂取など、子どもの食生活の乱れが指摘されているなか、国が実施する「学校保健統計調査結果」によると、「肥満傾向児」が本市の児童生徒にも見受けられます。肥満は、糖尿病や高脂血症などいわゆる生活習慣病を引き起こす大きな要因となっており、学校と家庭が連携し、児童生徒の望ましい食習慣や運動習慣を身につけさせることが必要です。

さらに、自然災害や不審者の侵入に対する対応など、学校安全を取り巻くさまざまな課題に対応できるよう、学校全体として取り組む体制を整備・充実させるとともに、地域の関係機関と連携を図る必要があります。

具体的施策① 体力の向上と健康の保持増進を図ります。

主な取組	体育・保健体育授業における指導の工夫・改善			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的知識を持った運動指導者を小中学校へ派遣し、体育・保健体育の授業を充実させ、児童生徒の体力向上及び教職員の指導力の向上を図ります。 ○ 「体力・運動能力、運動習慣等調査」から、児童生徒の体力の状況や生活習慣等を分析し、学校の教育活動全体を通じた体育・健康に関する指導の一層の充実を図ります。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	新体力テストにおける総合評価*が C 以上の児童生徒の割合	小学校 76.9% 中学校 81.8%	小学校 81% 中学校 84%	小学校 84% 中学校 87%

☆ 総合評価：体力合計点の高いほうから A, B, C, D, E の 5 段階で評価したもの。(下表参照)

○ 新体力テストにおける総合評価基準

《総合評価の求め方》8 種目のテスト項目の成績を年齢及び性別ごとに区分した種目別得点表に当てはめ、1 点から 10 点の 10 段階で点数化する。次にそれらの 8 項目の合計点を年齢別の総合評価基準表に当てはめ、A から E の 5 段階で総合評価するもの。

段階	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳
A	39 以上	47 以上	53 以上	59 以上	65 以上	71 以上	51 以上	57 以上	60 以上	61 以上
B	33～38	41～46	46～52	52～58	58～64	63～70	41～50	47～56	51～59	52～60
C	27～32	34～40	39～45	45～51	50～57	55～62	32～40	37～46	41～50	41～51
D	22～26	27～33	32～38	38～44	42～49	46～54	22～31	27～36	31～40	31～40
E	21 以下	26 以下	31 以下	37 以下	41 以下	45 以下	21 以下	26 以下	30 以下	30 以下

具体的施策② 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実に努めます。

主な取組	薬物乱用防止教育の充実			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用の有害性・危険性についての理解を深めます。 ○ 児童生徒自ら、依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、きっかけとなる誘因を避けたり、あるいは拒絶したりすることができるよう「薬物乱用防止教室^{※9}」を実施します。 ○ 「薬物乱用防止教室」を全小中学校で教育課程に位置付け、計画的に実施することで一層の充実に図ります。あわせて、市保健所、市薬剤師会、県福祉保健部薬務室、警察署など関係機関と積極的に連携を図ります。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	「薬物乱用防止教室」を実施した小中学校の割合	98%	100%	100%

具体的施策③ 性に関する指導の充実に努めます。

主な取組	全小中学校における性に関する指導の組織的・計画的な実施			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性に関する指導を、児童生徒の発達の段階に応じた年間指導計画のもと、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮し、家庭・地域との連携を図りながら組織的に取り組みます。 ○ 性に関する指導を全小中学校で体育科、保健体育科、特別活動などを中心に学校の教育活動全体を通じて計画的に実施します。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	—	—	—	—

具体的施策④ 歯と口の健康づくりに努めます。

主な取組	歯と口の健康づくりの推進			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが将来にわたって健康的な歯と口腔を維持するために、学校歯科医、教職員、保護者が協力し、歯みがき指導・食の指導・フッ化物洗口^{※10}を実施し、子どものむし歯保有数の減少を図ります。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	12歳のむし歯保有数(1人当たり)	1.3本	1.1本	0.9本

※9 薬物乱用防止教室…学校において、薬物乱用の危険性を熟知している外部講師等の協力を得て、薬物に対する正しい知識や乱用の恐ろしさについて指導する教育活動。

※10 フッ化物洗口…フッ化物を水に溶かした洗口液で、週に1回、30秒から1分間、ブクブクうがいを行うこと。4歳から14歳の期間に継続的に実施することで、生涯にわたるむし歯予防の効果が認められる。

具体的施策⑤ 食に関する指導の充実に努めます。

主な取組	望ましい食習慣の形成			
取組の概要	○ 全小中学校において、食に関する指導を計画的に実施するとともに、保護者に対し、給食試食会等の機会を通じて、朝食欠食等による心身への影響や食の重要性を周知するなど、学校と家庭の両面から取り組み、望ましい食習慣の形成を図ります。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	「体力・運動能力、運動習慣等調査」において「毎日朝食を食べる」と回答した児童生徒の割合☆	小学校 84.8% 中学校 85.3%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

☆ 小学校については、4年生以上を対象

具体的施策⑥ 防災教育の推進に努めます。

主な取組	学校や地域の実情に応じた防災教育の推進			
取組の概要	○ 家庭や地域等との密接な連携・協力を図るとともに、自然災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解させるなど、防災教育の充実に努めます。 ○ 学校や地域の実情に応じ、火災や地震、津波等の災害発生を想定した避難訓練等を通して、自らの危険を予測し、回避する能力等の育成に努めます。 ○ 防災士等を活用し、保護者を対象とした災害時における情報連絡体制や子どもの引き渡し方法についての説明会等を実施することにより、学校の安全管理体制への保護者の理解と協力が得られるよう努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	災害時の子どもの引き渡し方法等、学校の安全管理体制への保護者の理解を図る説明会等の実施率	63.1%	100%	100%

具体的施策⑦ 防犯や交通安全教育の推進に努めます。

主な取組	子どもの安全見守りボランティアの拡充			
取組の概要	○ 子どもの安全見守りボランティア等と連携して、児童生徒が犯罪被害や交通事故に遭わないよう、登下校時の見守り活動の強化を図ります。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	子どもの安全見守りボランティアの登録者数	31,074 人	31,250 人	31,500 人

重点施策(2) 学校の創意工夫による教育の充実

現状 及び 課題

子どもたちの豊かな学びと育ちを創造するためには、学校が主体的に創意工夫した教育活動を展開することが重要です。

各学校においては、校長の示す学校教育目標の具現化に向け、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮した、特色ある教育課程を編成・実施しています。

今後も引き続き、家庭や地域との連携・協力の促進を図るなか、創意工夫した教育活動を展開するとともに、学校運営の組織的・継続的な改善に努め、地域に開かれた、信頼される学校づくりを一層推進する必要があります。

具体的施策①

各学校の実情に応じ、特色ある教育課程を編成、実施するとともに、改善に生かす評価に努めます。

主な取組	各学校における教育課程の評価・改善			
取組の概要	○ 各学校において、学校教育目標の達成や教育課題の解決に向け、自校の教育課程の編成、実施が適切であるかを評価し、その改善に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	自校の教育課題解決のための教育課程の編成・実施	実施	改善・実施	改善・実施

具体的施策②

家庭や地域との連携・協力を密にしながら、地域の人材活用を図ります。

主な取組	地域人材を活用した各種教育活動の充実			
取組の概要	○ 家庭や地域社会との連携・協力を推進し、地域人材の一層の活用を図り、各教科や総合的な学習の時間などにおける教育活動の充実に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	地域人材の活用延べ人数 (年間)	1,382 人	1,900 人	2,500 人

◇関連施策 : p.30 具体的施策①

具体的施策③ 地域に開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに努めます。

主な取組	「大分市の学校評価システム ^{※11} 」に基づく学校評価の充実			
取組の概要	○ 学校運営の組織的・継続的な改善を目指し、「大分市の学校評価システム」に基づき、学校関係者評価 ^{※12} 等を活用し、P D C Aサイクルが適切に機能した学校評価の充実に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	学校関係者評価の結果を公表する学校の割合	小学校 95% 中学校 93%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

※11 大分市の学校評価システム…地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するため、学校の教育活動や学校運営の状況について PDCA サイクル（計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action））を活用し、学校の組織的・継続的な改善を図るもの。

※12 学校関係者評価…学校評価の実施手法の一つの形態であり、保護者や地域住民等の学校関係者が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うもの。

重点施策(3) 個に応じた教育活動の充実

現状
及び
課題

変化の激しい社会を生き抜く人材を育成していくためには、教師自身が時代や社会・環境の変化を的確につかみ取り、その時代の状況に応じた適切な学びを提供していくことが重要です。

本市においては、児童生徒一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図る上から、引き続き、習熟度別指導や少人数指導等、個に応じた指導の充実を図る必要があります。

また、小中学校の不登校児童生徒数は比較的多い状況が続いていることから、不登校出現率の低減に向けた未然防止策の充実を図る必要があります。

さらに、障がいのある児童生徒に対して、早期からの相談支援体制を充実させるとともに、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援や合理的配慮の提供が求められています。

今後とも引き続き、児童生徒の発達の段階に応じた指導方法や指導体制の工夫・改善を図るとともに、興味・関心を生かし、創造的・主体的に対応していく力をはぐくむなど、児童生徒一人ひとりのよさや可能性を生かす教育を充実する必要があります。

具体的施策① 一人ひとりを尊重し、それぞれのよさを生かす教育を重視した多様な教育方法の創造に努めます。

主な取組	個に応じた指導の充実			
取組の概要	○ 学校の実情や児童生徒一人ひとりの学習の実態に応じ、習熟度別指導や少人数指導、個別指導等を柔軟に取り入れるなど、個に応じた指導の充実に努めます。			
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度	
「国語、算数・数学の授業の内容がよく分かる」と思う小学校6年生、中学校3年生の児童生徒の割合 [☆]	小学校 79.8% 中学校 67%	小学校 82% 中学校 70%	小学校 85% 中学校 75%	

☆児童生徒の割合…「どちらかといえば当てはまる」を含む。
(数値は、教科別の割合を平均化したもの)

具体的施策② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に努めます。

主な取組	教職員の特別支援教育に関する専門性の向上			
取組の概要	○ 特別な支援が必要なすべての子どもについて理解を深める教育を推進するとともに、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援の充実のため研修を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に努めます。			
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度	
特別支援教育に関する教職員研修の受講率 [☆]	85.5%	100%	100%	

☆受講率…全教職員に占める受講者の割合。
(H28年度～H31年度：全員1回以上受講、H32～H36年度：全員2回以上受講)

具体的施策③ 子ども理解に努め、教育相談を充実し、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

主な取組	教育相談体制の充実			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門性の高い相談員が、いじめや不登校等についての児童生徒や保護者からの相談に適切に対応するため、相談体制の充実を図ります。 ○ 教育支援教室「フレンドリールーム」において、不登校児童生徒を対象に、体験活動や学習指導等を通して指導・支援の充実を図るとともに、学校復帰と社会的自立を目指します。 			
	指 標	現状 (H27) 年度	H31 年度	H36 年度
	・小中学校におけるいじめの解消率 ・不登校 (30日以上欠席) 児童生徒の出現率	68.8% 1.57%	増加 減少	増加 減少

具体的施策④ 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、キャリア教育の推進に努めます。

主な取組	地域や学校の実態に即した組織的・系統的なキャリア教育の推進			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会との連携・協力を推進し、望ましい職業観・勤労観を育てる職場見学・職場体験学習等の啓発的経験の場を充実するとともに、キャリア教育コーディネーター等を活用し、職業講話を実施するなど、体験活動の効果をより引き出す事前・事後指導の工夫・改善を図ることにより、地域や学校の実態に即した組織的・系統的なキャリア教育の推進に努めます。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	中学校における、キャリア教育コーディネーター等を活用した職業講話の実施率	89%	100%	100%

具体的施策⑤ ICT^{※13}の効果的な活用を促し、情報教育の推進に努めます。

主な取組	教職員研修及び校内研修の充実			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員のICT活用指導力向上及びコンピュータなどの基本的な操作や情報モラル等子どもたちの情報活用能力の育成のため、情報教育に関する研修等の充実を図るとともに、各学校におけるICT活用推進の中核となる情報教育推進担当者を養成する研修を継続して実施します。 ○ ICTを活用した授業等をすべての教員が自立して行えるよう、各学校が実施するICT活用に係る校内研修に指導者を派遣し、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、校内研修の充実を図ります。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合	61.7%	95%	100%

※13 ICT… (Information and Communication Technology) の略。情報通信技術 (情報・通信に関する技術一般の総称)。

重点施策(4) 幼児教育の充実

現状
及び
課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、本市においても、幼児の主体的な活動を促す環境の構成や援助を工夫し、生きる力の基礎をはぐくむ保育の充実に努めています。

今後も、幼児を取り巻く教育環境の変化や保護者のニーズを踏まえ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を見通しながら小学校教育への円滑な接続を図るとともに、子育て支援に関して、利用者が求める分かりやすい情報を提供するなど、地域の幼児教育のセンター的機能を一層充実することが求められます。

具体的施策① 幼児の自発的な活動としての遊びを通して、主体的な学びを促し、生きる力の基礎をはぐくみます。

主な取組	教育・保育の質の向上			
取組の概要	○ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿やその育成に向けた取組の基本となる「幼児教育・保育の手引き」を次期幼稚園教育要領等を踏まえて策定し、各幼児教育施設に活用を促すなど、幼児の生きる力の基礎をはぐくむため、教育・保育の質の向上に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	「資質及び専門性の向上が図られている」と回答した幼児教育施設の割合	68%	85%	100%

具体的施策② 小学校教育への円滑な接続を図るため、幼保小の連携を推進します。

主な取組	幼保小連携の推進			
取組の概要	○ 幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼児と児童の交流活動の推進、教員や保育士等との交流と合同研修の推進など、発達や学びの連続性を踏まえた幼保小連携を推進します。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	「幼保小連携が図られている」と回答した小学校及び幼児教育施設の割合	58%	75%	100%

具体的施策③ 預かり保育や子育て相談など、地域における子育て支援の充実に努めます。

主な取組	子育て支援事業の実施			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園等の預かり保育の実施や預かり保育利用者に対する支援等、園の実情に応じた預かり保育の充実に努めます。 ○ 幼児やその保護者が気軽に遊びふれあう場として施設の開放に努めるとともに、地域の関係団体や専門家等との連携を図りながら子育てに関する相談や講座・講演会を開催するなど、地域の幼児やその保護者を対象とした子育て支援活動の充実に努めます。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	市立幼稚園における地域人材等を活用した子育て相談・講演等を実施した園の割合	36%	60%	100%

基本方針2 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

グローバル化や情報化、少子高齢化等、子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、現在及び将来の子どもたちにとって、より豊かな教育環境を創造することが求められています。

そのため、多様な変化に対応した教育環境を、中・長期的な展望に立ち、計画的に整備を進めるとともに、子どもたちの将来が家庭の経済状況などによって左右されないよう、支援の充実を図ることが必要となっています。

また、いじめ・不登校等、生徒指導上の諸課題への対応や特別支援教育の充実など、複雑かつ多様な課題に適切に対応することができるよう、教師の指導力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域及び関係機関が連携した指導体制や相談体制の整備・充実が必要です。

重点施策(1) すべての子どもの学びの保障

現状 及び 課題

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育的支援や経済的支援等について、関係機関相互の綿密な連携のもとに、総合的に取り組む必要があります。

本市においては、経済的理由等により修学困難な子どもや障がいのある子ども、不登校の子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが増加するなかで、すべての子どもたちの自立と社会参加を目指し、多様な子どもたち一人ひとりの状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸ばすきめ細かい教育を提供しています。

今後とも引き続き、すべての子どもの学びを保障するため、家庭、地域及び関係機関と連携を図りながら、時代の要請に応える教育環境の整備・充実に努める必要があります。

具体的施策①

経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援及び高等学校・高等専門学校生や大学生に対する奨学制度の充実に努めます。

主な取組	就学援助による保護者負担の軽減並びに貸与型奨学金制度と贈与型奨学金制度の充実		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を踏まえ、就学援助のきめ細かな周知に努めるとともに、就学援助の活用、充実を図ります。 ○ 貸与型奨学金制度及び贈与型奨学金制度の拡充を図るとともに、奨学資金制度の周知に努めます。 		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
—	—	—	—

具体的施策②

就学相談等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた相談支援体制の充実に努めます。

主な取組	早期からの相談支援体制の充実		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大分市相談支援ファイル「つながり」を特別な支援を必要とする幼児児童生徒の保護者に配付し、支援に必要な情報を幼児期から小中学校へ円滑に引き継ぎ、個に応じた適切な支援に生かします。 ○ 障がいのある幼児とその保護者等に対して、計画的に巡回教育相談^{※14}を行い、就学までの手続きや家庭での子どもへの接し方等の相談に応じるなど、就学前の相談体制の充実に努めます。 		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
巡回教育相談の実施回数	8 回	10 回	12 回

具体的施策③

いじめ・不登校等、生徒指導上の課題に対してスクールソーシャルワーカーを活用するなど、相談支援体制の充実に図り、質の高い学習環境の実現に努めます。

主な取組	校内相談支援体制の充実		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校長の指導方針のもと、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー等の専門スタッフが学校運営や教育活動に参画し、それぞれの専門性を生かすことにより、校内の相談支援体制の充実に図ります。 ○ 大分市学校問題解決支援チーム^{※15}等による、専門的見地からの指導助言を活用することにより、学校で発生するさまざまな問題への適切かつ迅速な対応に努めます。 		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
スクールソーシャルワーカーが支援する学校数	小学校 17 校	全小中学校	全小中学校

◇関連施策：p31 具体的施策⑤

※14 巡回教育相談…障がいのある就学前の子どもの保護者や関係者等に対して行う、障がいの状態及び発達段階、特性等に応じた支援の在り方、就学に係る手続き等についての教育相談（7月～8月実施）。

※15 大分市学校問題解決支援チーム…専門的見地から指導助言等による適切かつ迅速な対応を行なうことで、学校に対する保護者・地域からの相談・苦情等の解決が長期化・複雑化することを防止し、子どもたちの学びと育ちを保障する実践を進めるため、弁護士等により構成された組織。

重点施策(2) 時代の変化に対応した教育環境の整備

現状 及び 課題

都市構造の変化や少子高齢化が進展するなか、学校を取り巻く教育環境は、多様な変化に対応し得る弾力的な施設環境や健康的かつ安全な施設環境に整備するなど、望ましい機能を的確に把握し、改善・向上させていくことが求められています。

このようななか、本市では、児童生徒数の減少に加え、小中学校の校舎等の老朽化が進行するなどの新たな問題にも直面しています。

このようなことから、現在及び将来の子どもたちにとって、より良い教育環境を創造する必要があります。

具体的施策① 老朽化した学校施設の現状や課題を調査・分析し、計画的・効果的な整備に取り組みます。

主な取組	小中学校整備保全事業（長寿命化改修）			
取組の概要	○ 「教育施設整備保全計画」に基づき、従来の建替え中心の施設整備から、建物を築80年使用する長寿命化への転換を図ることにより、計画的・効果的な整備に取り組みます。			
	指 標	現状（H27年度）	H31年度	H36年度
	小中学校の長寿命化改修棟数（累積）	校 舎 0 棟 体育館 0 棟	校 舎 2 棟 体育館 1 棟	校 舎 18 棟 体育館 10 棟

具体的施策② 学校施設環境の整備・充実に努めます。

主な取組	小中学校普通教室空調機整備事業			
取組の概要	○ 児童生徒に快適な教育環境を整備するため、普通教室に空調機を設置し、学習環境の改善を図ります。			
	指 標	現状（H27年度）	H31年度	H36年度
	小中学校教室の普通教室への空調機設置率	0%	64%	100%

具体的施策③ 余裕教室^{※16}の活用を図ります。

主な取組	余裕教室の活用			
取組の概要	○ 一時的には、少人数指導教室や特別活動教室として活用し、学校教育環境の充実を推進するとともに、将来的には、児童育成クラブへの転用や地域住民等への開放を進め、実現可能な学校からその有効活用に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	他に有効活用を行った教室数	育成クラブ 37 室 防災備蓄 24 室 地域開放 7 室	増加	増加

具体的施策④ 通学区域制度の弾力的な運用に努めます。

主な取組	通学区域制度の弾力的な運用			
取組の概要	○ 通学区域制度を維持しつつも、児童生徒や保護者のニーズに対応するため、「就学校の変更」や「他市町村からの就学」について弾力的な運用に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	—	—	—	—

具体的施策⑤ 地域の実情に応じた小中学校の適正配置に取り組みます。

主な取組	小中学校適正配置の実施			
取組の概要	○ 現在及び将来の子どもたちにとって、より良い教育環境を創造するため「大分市立小中学校適正配置基本計画」に基づき、地域の実情に応じた小中学校の適正配置に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	—	—	—	—

※16 余裕教室…将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室。

具体的施策⑥ 教職員の業務の効率化を図るため、校務の情報化を推進します。

主な取組	校務支援システムの安全な活用及び研修会の実施			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員が安心して利用できる、安全な校務システムの実現を目指すとともに、校務に関わる負担を軽減し、子どもと向き合う時間や教員同士が相互に授業展開等について話し合う時間等を確保するため、システムや機器の操作法の習得を目指した研修の充実に努めます。 ○ 教員は職務遂行上、子ども及び保護者の個人情報を取り扱うことが多いため、校務支援システムにより厳重に管理するとともに、障害発生時の対応や情報セキュリティに関する基本的な知識等、情報の安全な取扱いに対する意識を向上させるための研修の充実に努めます。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	校務の情報化に関する研修の実施講座数	4 講座	14 講座	19 講座

具体的施策⑦ 学校図書館の整備・充実を図り、子どもの読書活動を推進します。

主な取組	各学校において児童生徒が主体的・意欲的に取り組む読書活動の推進			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館支援員^{※17}の配置や読書環境の整備・充実に努めるとともに、各学校における読み聞かせや全校一斉読書活動の実施、授業での学校図書館の利活用などを通し、子どもの読書活動の推進に努めます。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	学校図書館における児童生徒一人当たりの年間平均貸出冊数 (小学校 80 冊・中学校 10 冊) 達成校の割合	小学校 82.7% 中学校 48.1%	小学校 90% 中学校 60%	小学校 100% 中学校 100%

※17 学校図書館支援員…各学校において、校長の指揮監督のもと、司書教諭等を補助し、教職員と連携して、子どもの読書活動推進のために必要な業務を行う職員。

重点施策(3) 教職員の指導力の向上

現状 及び 課題

学校教育の充実とは、その直接の担い手である教職員の資質能力に負うところが大きく、教職員の資質能力の向上は子どもたちの教育の充実を図る上で重要な課題です。

本市においては、大量退職・大量採用の時代を迎えるなか、ベテラン教職員の持つ指導技術の伝承を図るとともに、若手教職員の育成が求められています。

また、子どもたちに「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」等の「生きる力」をはぐむために、教職員としての高い使命感や倫理観とともに、学校現場における課題に適切に対応できる、高い専門性と実践的な指導力が求められています。

今後とも、教職員自身が探究力を持ち学び続ける存在であるべきという「学び続ける教職員像」を具現化していくため、一人ひとりの自発的・自主的な研修意欲に基づいた研修を奨励するとともに、大学をはじめ関係諸機関と連携し、研修の充実を図る必要があります。

具体的施策① 各種調査・研究、教職員研修及び教育諸情報の収集・発信等の広範な機能の整備・充実に努めます。

主な取組	ポータルサイト (T-LABO ^{※18}) の充実			
取組の概要	○ ポータルサイト (T-LABO) において、本市の教職員の優れた実践、子どものつまずきを解消する指導のポイント等を内容とする動画等を配信します。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	T-LABO への年間アクセス数	0 件 (H28 年度運用開始)	19,200 件	24,000 件

具体的施策② 教職員の職務遂行に必要な知識・技能の習得及び実践的指導力の向上を図る研修の充実に努めます。

主な取組	教職員研修の充実			
取組の概要	○ 教職員としての高い使命感や倫理観とともに、複雑かつ多様な課題に適切に対応できる、高い専門性と実践的な指導力等を身につけた教職員を育成するため、教職経験や職務内容等に応じた研修の充実に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	教職員研修を受講し、研修した内容をその後の指導に活用した教職員の割合	(現在調査中)	(調査結果に基づき設定)	(調査結果に基づき設定)

※18 T-LABO…大分市教育センターホームページ内の本市教職員の専用ページ「Teachers' Laboratory」の略

具体的施策③ 教職員一人ひとりの自発的・主体的な研修意欲に基づいた研修環境を充実させ、学び続ける教職員の支援に努めます。

主な取組	放課後講座の充実			
取組の概要	○ 教職員を対象に、学級経営、教科指導、特別支援教育、教育相談等について学び合う自主参加型の放課後講座を実施します。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	放課後講座の延べ受講者数 (年間)	384 人	600 人	700 人

重点施策(4) 地域と連携した取組の推進

現状 及び 課題

変化の激しい社会の中で生きていくためには、子どもたちに、時代の変化に対応したさまざまな力を身につけさせることが求められています。また、社会や経済の変化に伴い、生徒指導や特別支援教育等に関する課題が複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えています。

こうしたことから、各学校においては、これまで以上に、さまざまな専門家や関係機関、地域と連携・協働しながら、教育活動を行っていく必要があります。

具体的施策① 地域人材を活用し、学校と地域が一体となった多様な教育活動を推進します。

主な取組	生き生き学習サポート事業 ^{※19} 等による地域人材の活用			
取組の概要	○ 子どもの学習意欲の喚起や自ら学び自ら考える力などの生きる力をはぐくむため、専門的な知識、技能、技術や豊富な経験を有する外部人材の活用を支援し、地域と学校が一体となった多様な学習活動を展開します。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	地域人材の活用延べ人数 (年間)	1,382 人	1,900 人	2,500 人

◇関連施策：p17 具体的施策②

具体的施策② 学校評議員制度^{※20}や学校運営協議会制度^{※21}を活用し、地域とともにある学校づくりを推進します。

主な取組	学校評議員制度・学校運営協議会制度の活用			
取組の概要	○ 学校評議員制度や学校運営協議会制度を活用し、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、共に児童生徒の豊かな学びと育ちの創造に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	学校運営協議会の設置校 (累積)	5 校	30 校	50 校

※19 生き生き学習サポート事業…子どもの学習意欲の喚起や自ら学び自ら考える力などの生きる力をはぐくむため、地域の歴史や環境、農作物の栽培等に係る専門的な知識や技能を有する外部人材を各学校において活用できるよう支援するもの。

※20 学校評議員制度…保護者や地域住民等が学校運営に参画することを可能とする制度。校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べるができる。

※21 学校運営協議会制度…学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校の運営に参画することを可能とする制度。校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べる、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる。

具体的施策③ 学校や地域における、児童生徒のボランティア活動への積極的な参加を進めます。

主な取組	ボランティア活動の推進			
取組の概要	○ 児童生徒が、学校や地域社会の中で、ボランティア活動を積極的に行うことによって、進んで他に奉仕し、共によりよい集団生活や社会生活を築いていこうとする態度の育成を図ります。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	ボランティア活動の実施校の割合	64%	80%	100%

◇ 関連施策 : p13 具体的施策④

具体的施策④ 子どもたちの生命に関わる犯罪や児童虐待等の未然防止、発生時の適切な対応等、危機管理体制の構築に努めます。

主な取組	危機管理体制の強化			
取組の概要	○ 児童虐待等の生徒指導上の課題や不審者事案への対応についての研修を実施することにより、教職員の実践的な指導力の向上を図るとともに、危機管理体制の強化に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	児童虐待防止研修に参加した延べ受講者数 [☆] の割合	31.7%	50%	80%

☆H22 年度からの延べ受講者数

具体的施策⑤ 個別の課題を抱える児童生徒の立ち直りや社会的自立に向けて、関係機関等と連携・協力し、児童生徒とその家庭を支援します。

主な取組	関係機関等との連携・協力			
取組の概要	○ いじめ・不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題への対応のため、スクールソーシャルワーカーを各学校に配置し、行政や関係機関と連携した相談活動など包括的な支援を行います。 ○ 個別の課題を抱える児童生徒の立ち直りや社会的自立に向け、いじめ・不登校等対策協議会の実施等により、福祉・医療・警察等、関係機関との連携・協力の推進に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	スクールソーシャルワーカーが関わり支援したことによる好転率 [☆]	71.2%	80%	85%

☆好転率…対応した事案のうち「解決」「好転」した割合。

◇ 関連施策 : p24 具体的施策③

具体的施策⑥ 教職員研修や学校の教育活動における学習支援など、大学との連携を推進します。

主な取組	地元大学の学生による教育支援			
取組の概要	○ 大学生が、市内公立学校において、児童生徒への学習支援を行うなど、地元大学と連携した教育支援の取組を推進します。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	—	—	—	—

基本方針 3 社会教育の推進と生涯学習の振興

近年、人々の学習に対する需要が高まるとともに、新たな現代的・社会的課題や地域におけるさまざまな課題に対応するため、社会教育が果たす役割はますます大きくなっています。

このようななか、多種多様な地域住民の学習活動のニーズに応えるとともに、地域の子どもたちを健全に育成していくことが重要です。

このため、生涯学習社会の構築に向けて、いつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が地域に生かされるよう、生涯学習の支援体制の充実を図る必要があります。

また、子どもの体験活動を通して、豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、地域ぐるみで子どもたちを支援することが求められています。

重点施策(1) 生涯学習支援体制の充実

現状 及び 課題

生涯学習社会の実現に向け、市民の幅広いニーズに対応できる支援体制の充実が必要とされています。

そのためには、地域の団体との連携や市の関係部局との協働を積極的に行うことが重要です。

また、社会教育施設の整備や効率的・効果的な生涯学習情報の提供により、利用者の利便性を高めていくことが求められています。

具体的施策① 関係機関等と連携し、生涯学習推進組織のさらなる充実を図ります。

主な取組	社会教育団体との連携強化			
取組の概要	○ 社会教育関係団体との連携を強化し、地域課題の解決に向けて取り組むなど、生涯学習支援体制のさらなる充実を図ります。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	大分市社会教育振興大会 ^{※22} の参加団体数	12 団体	16 団体	20 団体

※22 大分市社会教育振興大会…市内の社会教育指導者、社会教育関係団体、学校教育関係者が一堂に会し、各地域における社会教育活動の状況や実践成果等の情報を交換し、地域社会における生活課題の解決を目指し、大分市の社会教育の一層の振興に資する大会。年 1 回各地区持ち回りで 11 月に開催。

具体的施策②

地区公民館等の社会教育施設のソフト・ハード面の充実を図り、利用者の利便性向上に努めます。

主な取組	社会教育施設のソフト・ハード面の充実		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区公民館やエスペランサ・コレジオ^{※23}等において、市民の幅広いニーズに対応した学習内容の提供や活動プログラムの開発に努めます。 ○ のつはる少年自然の家や情報学習センター等において、施設の利便性を向上させ、利用促進に努めます。 		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
「のつはる少年自然の家」の年間利用者数	20,856 人	22,500 人	23,500 人

具体的施策③

生涯学習に関する情報を一元化し、効率的・効果的な生涯学習情報の提供に努めます。

主な取組	生涯学習ポータルサイト「まなびのガイド ^{※24} 」の充実		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育施設の施設内容、教室講座、生涯学習の指導者等に関する情報の拡充・更新を図ることで、「まなびのガイド」の充実を図ります。 		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
生涯学習ポータルサイト「まなびのガイド」の年間アクセス数	107,801 件	135,000 件	150,000 件

具体的施策④

読書活動を支援するため、環境整備の充実に努めます。

主な取組	読書習慣の形成に向けての支援		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や保育施設、公民館等で、子どもと本をつなぐ活動を行っている人々を支援し、連携を深めることで、子どもの読書活動を推進する環境の整備に努めます。 ○ 保護者を対象とした講座や広報活動を充実させ、読書の意義や読み聞かせの重要性について啓発し、家庭内における読書習慣の定着を図ります。 		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
市民一人当たりの年間図書貸出冊数	2.9 冊	4.8 冊	5.1 冊

※23 「エスペランサ・コレジオ」…勤労青少年を対象に、資格取得のサポートや趣味の領域を広げるための学習機会の提供を行う社会教育施設。

※24 「まなびのガイド」…市内の生涯学習に関する情報を手軽に収集できるポータルサイト。

重点施策(2) 学習機会や内容の充実

現状 及び 課題

市民があらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる地域社会の構築が必要とされています。

また、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘され、地域全体で家庭教育支援の充実を図っていく必要性が高まっています。

このようななか、支え合い、高め合う絆づくり・地域づくりに向けた社会教育の推進が求められています。

具体的施策① 家庭教育の推進や、男女共同参画社会の推進など現代的課題の解決に向けた学習機会の充実を図ります。

主な取組	家庭教育支援事業の推進			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの保護者が集まる機会を活用した事業の内容充実に努めます。 ○ 地区公民館を中心とした家庭教育支援の拠点づくりを推進します。 ○ 地域で家庭教育を支える人材の発掘やレベルアップを図ります。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	地区公民館における家庭教育支援講座数	80 講座	86 講座	93 講座

具体的施策② 学習したことが地域で生かせるよう、学習内容の充実を図るとともに、学習成果が活用できる機会の提供に努めます。

主な取組	指導者の養成と活用			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導者の養成に取り組むことで市民の学習活動を支援します。 ○ 学習したことを地域で生かす場を提供することで、指導者としての知識・技能を高める機会の提供に努めます。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	大分市生涯学習指導者 ^{※25} の登録数 (累積)	403 人	453 人	500 人

※25 大分市生涯学習指導者…豊かな経験や知識、優れた技能を有するとして地区公民館単位で登録された市民。

重点施策(3) 地域活動の充実

現状 及び 課題

地域住民が学習を通じて市民意識を高め、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていくことが必要とされています。

また、地域活動を支える人材の育成や活用を推進するために、関係部局と連携し、「生涯学習の振興」と「市民協働のまちづくりの推進」を一体的に進めることが重要です。

地域活動の充実を図るために、地区公民館が関係機関と連携し、学校、家庭、地域の連携を促進することが求められます。

具体的施策① 学校、家庭、地域の連携を促進し、地域力の向上を図ります。

主な取組	「おおいたふれあい学びの広場推進事業」の拡大		
取組の概要	○ 地域住民や団体・グループ等が、自己の学習成果や経験を生かして、子どもの体験活動を中核とした事業に取り組み、地域で子どもの体験活動を支えていこうとする体制づくりを推進します。地域主体型と地区公民館主体型の二つの形態があり、特に地域主体型の拡大を図ります。		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
地域主体型の実施回数	480 回	570 回	670 回

具体的施策② 関係機関等と連携し、地域課題の解決に向けた事業の展開に努めます。

主な取組	「体験・楽習・すこやか講座 ^{※26} 」の充実		
取組の概要	○ 地区公民館が地域の関係機関・団体と実行委員会を組織し、連携・協力して地域の特色を生かした事業を実施することにより、地域力の向上を図ります。		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
実行委員会加入団体数 (13 地区の総計)	86 団体	95 団体	110 団体

※26 体験・楽習・すこやか講座…13 地区公民館がそれぞれの地域の関係機関・団体と実行委員会を組織し、連携・協力して地域の特色を生かした内容の講座を実施することにより、地域力の向上を図る事業。

具体的施策③ 地域活動を支える人材の育成や活用に努めます。

主な取組	「ボランティア養成講座」の拡大			
取組の概要	○ 地域で活動するボランティアのスキルアップや、これからボランティアを始める人材を育成することを目的とした教室・講座を地区公民館等で開設し、住民のボランティア意識の高揚や地域の教育力の向上を図ります。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
講座の年間実施回数		32 回	41 回	51 回

重点施策(4) 地域における子どもの健全育成

現状 及び 課題

核家族の増加や地域とのつながりの希薄化などを背景に、育児不安を抱えながら地域から孤立した子育て家庭が増え、地域ぐるみで子どもたちを支援することが必要とされています。

このため、子どもの社会体験や自然体験を通じた自主・自立活動を支援するとともに、子どもへの積極的な声かけや見守り、ふれあい活動等を通じて地域の連帯感をはぐくむことが重要となります。

子どもの健全育成のために、地域で子どもたちを育成するための環境づくりを推進することが求められています。

具体的施策① 子どもの社会体験や自然体験を通じた自主・自立活動を支援します。

主な取組	子ども会活動への支援			
取組の概要	○ 子どもの自主・自立活動を支援するために、子ども会のリーダーや子ども会活動を支える育成指導者に対する研修の充実に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	「子ども会リーダー研修会」・「子ども会育成指導者研修会」の実施回数	33 回	36 回	41 回

具体的施策② 関係機関等と連携し、市民と一体になって見守り活動や環境浄化活動、啓発活動等を進めます。

主な取組	「中央補導活動 ^{※27} 」の充実			
取組の概要	○ 大分市青少年補導員が、気になる行動への声かけや商業施設からの情報収集を積極的に行い、子どもの非行防止に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	中央補導活動への参加人数	456 人	486 人	536 人

※27 中央補導活動…教育委員会（社会教育課）が計画して行う補導活動。午後補導（15:00～17:00）を月に10回、夜間補導（冬18:00～20:00、夏19:00～21:00）を月に4回実施

基本方針 4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

文化・芸術は、心豊かな市民生活を実現するとともに、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成する大きな役割を担っています。

近年、文化・芸術を中心にまちづくりを進める都市が増えるなか、都市のにぎわいづくりや地域経済の活性化など、新たな役割への期待が高まっています。

そのため、文化・芸術の持つ社会への波及効果を視野に入れ、優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的な活動の場の創出に努めるとともに、魅力ある資源を幅広い分野へ活用することが求められています。

また、地域に受け継がれてきた文化財や伝統文化の保存・活用に努め、着実に次世代へ継承していくことが重要となっています。

重点施策(1) 美術の振興と発信

現状 及び 課題

美術は、人々に感動や生きる喜びを与え、生活にうるおいとやすらぎをもたらす役割を担っています。一方、地域の文化・芸術資源を積極的に活用し、特色に応じた取組を展開することで、地域の活性化を図り、創造都市の実現を目指す新しい動きが生まれています。

心豊かな市民生活の実現のためには、幅広い世代が大分ゆかりの美術はもとより、国内外のさまざまな分野の美術を鑑賞できる機会や、創作活動に気軽に参加し作品が発表できる機会の拡大を図ることが重要となっています。

さらに、取組の基盤である施設機能の充実を図り、美術関連情報を積極的に発信することが求められています。

また、今後、本市で開催が予定されている全国規模の文化・スポーツ大会を通じて、大分県立美術館などの関係機関や観光・産業等の分野と連携し、美術を生かした魅力あふれるまちづくりを進める必要があります。

具体的施策①

市の美術関連施設の特色を生かし、優れた美術を鑑賞する機会を提供し、美術への興味・関心を高めます。

主な取組	国内外のさまざまな分野の美術や大分ゆかりの優れた作家の作品を紹介する展覧会の充実			
取組の概要	○ 市美術館・アートプラザの積極的な利用を促進し、市民の美術に対する興味・関心を高め、利用者数の拡大を図ります。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
市美術館・アートプラザの年間利用者数 [☆]		市美術館 412,004 人	市美術館 500,000 人	市美術館 500,000 人
		アートプラザ 172,251 人	アートプラザ 180,000 人	アートプラザ 180,000 人

☆年間利用者数…現状 (H27 年度) は、平成 19 年度～平成 27 年度平均値
H31 年度は、平成 29 年度～平成 31 年度平均値
H36 年度は、平成 32 年度～平成 36 年度平均値

具体的施策② 美術に親しみ触れ合い、作品を発表できる環境づくりに努め、市民や次代の担い手の主体的な創作活動を促進します。

主な取組	大分市美術展など教育普及活動の充実及び次代の芸術家の育成			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の美術における創作活動を促進し、発表と鑑賞の機会を提供する大分市美術展の充実を図ります。 ○ 市民が美術に親しむ多くの機会を提供するため、芸術家や美術館ボランティアの協力による、各種講座・講演会の充実を図るとともに、若手芸術家の能力を活用する展覧会・イベントを実施します。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	大分市美術展出品点数	531 点	560 点	600 点

具体的施策③ 施設機能の整備・充実を図るとともに、美術品の計画的な収集と適正な保管に努めます。

主な取組	計画的な施設の営繕及び美術品の収集・保管、調査研究の充実			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な施設の営繕を行い、より快適に美術を楽しむことができる環境づくりに努めます。 ○ 収集方針に基づき、美術品を計画的に収集し、適正に保存・管理するとともに、収蔵作品についての調査研究を深め、その成果をコレクション展等に生かします。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	市美術館所蔵作品数	3,083 点	3,250 点	3,500 点

具体的施策④ 美術に関するさまざまな情報を積極的に発信します。

主な取組	ホームページや各種広報媒体の活用による情報発信の充実			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市美術館の行う事業について、ホームページや市報・チラシなど各種広報媒体を利用した戦略的な広報を実施し、効果的な情報発信に努めます。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	市美術館ホームページ年間アクセス数	235,124 件	247,000 件	260,000 件

具体的施策⑤ 県立美術館などの関係機関と連携し、美術と観光・産業等の分野をつなぎ、創造都市の実現を目指します。

主な取組	中心市街地と美術館を結び、多くの市民が参加できる美術関連事業の実施			
取組の概要	○ 県立美術館などの関係機関と連携し、2018年の国民文化祭などを通じて、本市の特色ある美術関連資源を活用した展覧会、アートイベント、ワークショップ等を市美術館のみならず中心市街地においても実施するとともに、観光・産業などさまざまな分野と連携することで美術を生かした魅力あふれるまちづくりに努めます。			
指 標	現状 (H27年度)	H31年度	H36年度	
—	—	—	—	

重点施策(2) 文化財の保護・保存・活用

現状
及び
課題

文化財や伝統文化は郷土の先人たちが営々として築き上げ、守り育ててきた貴重な文化遺産であり、学術・歴史上価値の高いものについては保護・保存を行い、次世代へ継承していく必要があります。

さらに、魅力ある歴史文化遺産については、その活用を図り、地域の振興や活性化につなげることが求められており、特に、大友氏遺跡については、本市の個性と魅力を代表する歴史公園として整備を進め、広く市民が学習・交流を深める場として活用することが重要です。

また、歴史資料館等においては、市内を中心とした考古、歴史、民俗等に関する資料の収集や、各種展示・講座などの充実に努め、文化財に関する情報を積極的に提供することが求められています。

具体的施策① 文化財の適正な保護・調査・収蔵を図ります。

主な取組	大友氏遺跡をはじめとする文化財の適正な保護と管理			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大友氏遺跡の大友氏館跡庭園域・中心建物域、唐人町跡を中心に調査を進め、遺跡の適切な保護と管理に努めます。 ○ 文化財の指定等を通じて、文化財の価値を損なわないよう修理を行うなど、適切な保護と管理に努めます。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	市内の指定文化財の件数	203 件	211 件	221 件

具体的施策② 施設機能の整備・充実に努めるとともに、貴重な文化財の収集・保管に努めます。

主な取組	施設機能の整備・充実と考古、歴史、民俗等に関する資料の収集			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来館者の利便性の向上のため、歴史資料館等の施設機能の整備を図ります。 ○ 展示・保存・研究の充実に努め、考古、歴史、民俗等に関する資料の収集に努めます。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	歴史資料館が収集した資料の件数	690 件	730 件	780 件

具体的施策③ 文化財に関する情報提供機能の充実を図ります。

主な取組	文化財の公開と情報発信の充実		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大友氏遺跡や府内城址など市内の史跡に関する情報をホームページや SNS 等を通して幅広い層に発信します。 ○ 歴史資料館のテーマ展示や特別展等の充実を図り、指定文化財や資料館収蔵資料を積極的に公開します。 		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
テーマ展示や特別展等で公開した指定文化財・資料館収蔵資料の件数	240 件	280 件	310 件

具体的施策④ 市民の学習・交流の場の提供に努めます。

主な取組	文化財について学習・交流を深める場の提供		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地にある大友氏遺跡を歴史公園として整備し、大友館の庭園等を復元することで、市民が郷土の歴史・文化について学び、交流する場を提供します。 ○ 歴史資料館等において、体験メニューや講座を充実させるとともに、広報活動を積極的に行い、利用者数の増加を図ります。 		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
歴史資料館利用者数	45,859 人	47,000 人	47,500 人

具体的施策⑤ 伝統的に地域で受け継がれてきた民俗文化財の保存・継承に努めます。

主な取組	伝統的な芸能や行事の保存・継承		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で受け継がれてきた伝統的な芸能や行事などについて、指定等を通じ、保存・継承を図ります。 		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
市内の指定民俗文化財の件数	11 件	13 件	15 件

具体的施策⑥ 伝統芸能や地域固有の行事などを通じ、市民相互の連携を深めて地域の活性化を図ります。

主な取組	おおいた地域伝統文化応援事業の実施			
取組の概要	○ 地域において守り伝えられてきた伝統行事、民俗芸能、伝統芸能等の継承、再興及び発展を通じ、地域における世代間交流の推進と地域の活性化を図ることを目的に助成金を交付します。			
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度	
—	—	—	—	

基本方針 5 ▶ スポーツの振興

スポーツは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、人とのつながりを生み出すなど、心の豊かさをはぐくむ文化です。

近年、多くのプロスポーツなどトップアスリートの競技を身近に観戦する機会が増えるとともに、2019年にラグビーワールドカップ、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、スポーツに対する関心が一層高まってきています。

こうしたなか、スポーツを「する」だけではなく、「みる」「支える」といった多様なニーズに応えるとともに、年齢や性別、障がい等を問わず、市民のだれもが生涯にわたってスポーツに参画することができるよう、環境を整備していくことが求められています。

重点施策(1) ▶ 生涯スポーツの推進

現状
及び
課題

市民がライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠です。

本市では、平成22年3月に大分市スポーツ振興基本計画を策定（平成26年改訂）し、計画的にスポーツ施策を推進していますが、市民の週1回以上のスポーツ実施率は国の目標値と比較すると低い状況にあります。

このようなことから、今後とも、市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも日常的にスポーツに親しむことができる環境の整備やスポーツイベントへの参画機会の充実を図る必要があります。

具体的施策① ▶ 広く市民が参加できる各種スポーツ事業の充実を図ります。

主な取組	大分市スポーツフェスタ ^{※28} の開催支援			
取組の概要	○ 各競技団体と連携し、初心者、子どもから高齢者、障がい者まで多くの市民がスポーツに親しみながら心身の健康づくりや、世代を超えた交流を図るとともに、各競技人口の拡大などに向け実施方法や内容の充実を努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	大分市スポーツフェスタの参加者数	5,048 人	6,000 人	6,750 人

※28 大分市スポーツフェスタ…スポーツに親しみながら心身の健康づくりや体力増進のきっかけづくり、世代を超えた交流を深めるための体験教室やイベント。

具体的施策②

校区・地区体育協会の各種活動を支援し、地域における多様なスポーツ活動を推進します。

主な取組	校区・地区体育協会への支援			
取組の概要	○ 校区・地区体育協会と連携し、体育祭や球技大会など、地域住民が気軽に参加できる地域スポーツの推進に努めるとともに、各協会主催のスポーツ教室や体力テストなどの開催支援を行います。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	校区・地区開催スポーツ行事参加者数 [☆]	36,161 人	増加	増加

☆参加者数…校区・地区体育協会が開催する体育祭・スポーツ教室・体力テスト・グラウンドゴルフ・ゲートボール・ウォーキングの参加者数。

具体的施策③

総合型地域スポーツクラブ^{※29}の地域の実情に応じた創設や活動区域の拡大を支援するとともに、自主的運営の定着を図ります。

主な取組	総合型地域スポーツクラブの新規創設や自主的運営の定着に向けた支援			
取組の概要	○ 新規創設を目指す地域への助言やアドバイスを行うとともに、既存クラブの自主的運営の定着に向けた育成支援を行います。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	総合型地域スポーツクラブの会員数	9,200 人	9,300 人	9,400 人

具体的施策④

生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うため、幼少期からスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに努めます。

主な取組	運動好きな子どもの増大に向けた環境整備			
取組の概要	○ 子どもの運動する機会の増大に向け、学校、家庭、地域が連携し、多様な活動体験を通じた運動に親しむ環境づくりを行います。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	運動好きな児童生徒の割合 [☆]	小学生 64% 中学生 58%	小学生 68% 中学生 62%	小学生 73% 中学生 67%

☆児童生徒の割合…大分県児童生徒の体力・運動能力等調査（小学校4年生以上を対象）

※29 総合型地域スポーツクラブ・・・子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心に応じて、スポーツを中心にさまざまな種目を楽しむ非営利の組織。受益者負担を原則として地域の人たちが主体的に運営。

具体的施策⑤

さまざまな広報媒体を活用し、スポーツイベントや教室などの情報提供に努めます。

主な取組	市報やホームページなどを利用した情報提供機能の充実			
取組の概要	○ 市報や大分市ホームページ、ケーブルテレビなどの広報媒体を通して、各種スポーツイベントや教室の情報提供に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	—	—	—	—

具体的施策⑥

利用者の利便性向上のため、施設情報の提供や予約機能の充実に努めます。

主な取組	施設情報の提供や予約機能の充実			
取組の概要	○ 公共施設案内・予約システム ^{※30} の平成 31 年度の更新に向けて、より利便性の高いシステムの構築を目指します。 ○ 公共施設案内・予約システムの広域化に向けて、他市町村と連携し、施設情報の提供等の拡大を目指します。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	公共施設案内・予約システム登録者数	18,270 人	22,000 人	27,000 人

※30 公共施設案内・予約システム…公共施設（文化・体育施設）の案内情報や空き状況検索や予約ができるシステム。利用者登録をすることにより抽選申込みや利用申込みが、街頭端末、インターネット、携帯端末からでも可。

重点施策(2) 競技スポーツの振興

現状 及び 課題

本市選手が競技力を向上させ、オリンピックなどの国際大会や日本トップレベルの全国大会で優秀な成績を収め活躍する姿は、市民に多くの感動を与えるとともに、スポーツへの興味・関心が高まり、活力のある社会の形成につながります。

本市では、これまで各種競技団体への活動支援や選手の育成・強化及び大学・企業などへのスポーツ振興の働きかけに取り組んできました。

今後も、国際大会や全国大会などで活躍できる選手の育成に向け、さらに関係諸機関と連携し、競技スポーツの振興を図る必要があります。

具体的施策① 各種競技団体の活動を支援します。

主な取組	各競技団体への活動支援			
取組の概要	○ 本市体育協会加盟の競技団体に対し、強化練習のための施設の優先利用や強化費、活動費などの支援を行います。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
県民体育大会	優勝競技数 (37 競技中) ☆	25	27	27

☆競技数…() 内は、都市対抗競技数

具体的施策② 全国大会や国際大会に向けて選手の競技力向上に努めます。

主な取組	スポーツ少年団やクラブチームへの支援			
取組の概要	○ 県や県体育協会の各競技団体と連携し、競技力の向上を図るとともに、全国大会などに出場するスポーツ少年団やクラブチームなどへの支援を行います。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	全国大会出場数☆	66 チーム	70 チーム	74 チーム

☆現状 (H27 年度) の内訳…スポーツ少年団 (27 チーム)、中学校部活動 (11 校)、クラブチーム (10 チーム)、高校生・社会人 (18 チーム)

具体的施策③ 県や大学・企業等との連携を強化し、競技スポーツの振興に努めます。

主な取組	県や大学・企業などへのスポーツ振興の働きかけ			
取組の概要	○ 県民体育大会や県内一周駅伝競走大会などの各種大会で活躍が期待される選手の人材育成を県や大学・企業等に働きかけます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	—	—	—	—

重点施策(3) スポーツを指導・支援する人材の育成

現状 及び 課題

スポーツ少年団や中学校部活動の指導者に対して、発達の段階に応じた適切な指導が行われるよう、さまざまな研修会を行っています。

今後も、生涯スポーツの推進やスポーツの振興のための指導体制の確立や指導者の養成が求められていることから、指導者の養成・確保と資質の向上を図るため、各種研修会の充実と公認スポーツ指導者の資格取得を推進する必要があります。

具体的施策① スポーツ指導者の養成や確保に向けて競技団体との連携を図ります。

主な取組	スポーツ少年団の指導者及びリーダーの養成			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ少年団の活性化を図り、子どもたちにより安全で効果的な指導を行うために、スポーツ少年団認定員^{※31}養成講習会を開催し、日本体育協会公認の有資格指導者の養成を推進します。 ○ スポーツ少年団の模範となって活動する若手リーダー^{※32}を育成するため、リーダー養成スクールへの参加促進や、リーダー会活動の活性化を推進します。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	スポーツ少年団認定員養成講習会による有資格指導者数	116 人	430 人	830 人

具体的施策② 各種講演会や研修会などを開催するなかで、指導者の指導力向上を図ります。

主な取組	指導者研修会などの充実			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各競技団体の指導者やスポーツ推進委員の資質向上を図るため、「スポーツ少年団指導者・育成母集団研修会」や「スポーツ推進委員研修会」、「運動部活動指導者研修」などを開催します。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	各種研修会の参加者数	895 人	1,200 人	1,300 人

※31 スポーツ少年団認定員…単位スポーツ少年団活動の中心的指導者として、スポーツ少年団の理念にのっとり、その指導・運営等に当たる指導者。

※32 若手リーダー…日本スポーツ少年団や都道府県スポーツ少年団が開催するリーダースクールを修了した小学5年生から20歳未満までのスポーツ少年団のリーダー的役割を担う人材。

具体的施策③ スポーツイベントにおけるボランティアの活用を促進します。

主な取組	スポーツボランティア活動の推進			
取組の概要	○ 市民の「支えるスポーツ」への関心を高め、スポーツボランティアとして活動してもらうため、関係機関と連携を図り、市民がボランティアとして参加しやすい環境づくりに努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	各種スポーツイベントの市民ボランティア参加者数	1,996 人	増加	増加

重点施策(4) スポーツ施設の整備

現状
及び
課題

スポーツ施設の整備・充実、市民の運動・スポーツ活動にとって不可欠な要素の一つです。

現在の本市のスポーツ施設においては、建設後 30 年以上が経過している施設が約 70%を占めています。

また、施設については、地域的なバランスに一層配慮した整備が求められています。

このようなことから、今後の本市のスポーツ振興を図っていくためには、本市の有するスポーツ施設について、老朽化に伴う長寿命化や充実した魅力あるスポーツ施設の整備を進めていくとともに、施設配置の在り方についても検討していく必要があります。

具体的施策① 施設の計画的な維持管理と有効活用に努めます。

主な取組	計画的な施設維持管理			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の市有スポーツ施設（グラウンド、体育館、テニスコート、プール等）の計画的な維持管理に努めます。 ○ 市民の多様なスポーツニーズに応じた施設利用を促進するため、可能な限り他の用途への利用について柔軟な対応を行い、施設の有効な利活用を図ります。 			
	指 標	現状（H27 年度）	H31 年度	H36 年度
	—	—	—	—

具体的施策② 更新時期を迎える施設については、長期的な視野に立ち、計画的な整備・充実に努めます。

主な取組	更新時期を迎える施設の整備・充実			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大分市教育施設整備保全計画に沿い、長寿命化が期待できる施設について計画的に整備を行います。 			
	指 標	現状（H27 年度）	H31 年度	H36 年度
	大分市教育施設整備保全計画の更新対象施設の整備実施割合	0%	60%	73%

具体的施策③ 地域スポーツの交流拠点として、学校施設の効率的な利用を促進します。

主な取組	学校体育施設の効率的な利用の促進			
取組の概要	○ 学校や地域の実情に応じて、地域スポーツの交流拠点として住民が学校体育施設を効率的に利用できるよう検討していきます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	学校体育施設の利用団体延べ数	1,045	1,150	1,300

重点施策(5) スポーツを通じた地域活性化

現状 及び 課題

近年、多くのプロスポーツなどトップアスリートの競技を身近に観戦する機会が増えるとともに、2019年にラグビーワールドカップ、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、スポーツに対する関心が一層高まってきています。

こうしたなか、「する」「みる」「支える」といったスポーツへの関わり合いが促進されることで、市民生活にはさまざまな「人と人とのつながり」が誕生します。このような人と人とのつながりを活用し、人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、観光振興、地域の活性化につなげる必要があります。

具体的施策① 本市をホームタウンとするプロスポーツチームを応援する気運を高めるとともに、選手と市民の交流を図ります。

主な取組	プロスポーツチームの選手と市民の交流		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームゲームへの市民無料招待や、学校・スポーツ少年団などへ選手が訪問し、市民との交流を図ります。 ○ 「おおいたスポーツ広場」の開催など、市民と選手のスポーツ交流イベントを実施します。 		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
—	—	—	—

具体的施策② ラグビーワールドカップ 2019 の大会の成功及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致に向けた取組を通じて地域の活性化を図ります。

主な取組	ラグビーワールドカップ 2019 に向けた機運の醸成、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた事前キャンプ誘致		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ ラグビーワールドカップ 2019 日本大会及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、本市を訪れる外国人観光客の受入態勢の整備等に取り組むことで、大会に向けた機運の醸成を図ります。 ○ 参加国、地域等の事前キャンプの誘致、受け入れを行うことで、人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、観光振興、地域の活性化につなげます。 		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
事前キャンプ誘致数 (累積)	3	11	13

具体的施策③ 各種スポーツ大会の誘致、スポーツ交流の促進を図ります。

主な取組	トップレベルのスポーツ大会やキャンプの誘致によるスポーツ交流の促進		
取組の概要	○ 県や県体育協会、競技団体と連携を図り、トップレベルのスポーツ大会やトレーニングキャンプを誘致し、スポーツ交流を促進します。		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
—	—	—	—

基本方針6 人権を尊重する社会づくりの推進

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりの人権尊重の精神をはぐくむことが不可欠であり、人権教育・啓発の果たす役割が大変重要となっています。

近年、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）など、人権問題が複雑化・多様化しています。

そのため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題への認識を深めるとともに、人権意識の普及・高揚に努め、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性をはぐくむ人権教育・啓発に取り組む必要があります。

重点施策(1) 学校教育における人権・同和教育の推進

現状 及び 課題

本市では、子どもの人権意識の高揚を図り、差別をなくす意欲と実践力を培うため、各学校で人権・同和教育の全体計画及び年間計画を作成し、その計画に基づき、教育活動全体を通して人権尊重の視点に立った組織的・計画的な指導に努めています。

しかしながら、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題が依然として未解決のまま存在するとともに、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題も生じてきており、人権に関する確かな認識を身につけ、人権感覚を磨いていくことが必要となります。

今後とも、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる」という人権尊重の精神をはぐくむ教育の一層の推進が求められています。

具体的施策①

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、さまざまな人の考えや気持ちを共感的に理解できる力をはぐくむ教育の推進と充実に努めます。

主な取組	体験的な活動を取り入れた教育活動の推進			
取組の概要	○ 人権に関する知的理解の深化を目指した指導内容・方法の工夫・改善を図るとともに、さまざまな人との交流活動や体験活動を推進し、他の人の立場に立って考える想像力の育成に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	車いす体験等の体験活動の実施校の割合	80.7%	90%	100%

重点施策(2)

社会教育における人権・同和教育の推進

現状
及び
課題

本市では、公民館などの社会教育施設を中心に、生涯の各期に応じた人権・同和問題学習が展開されております。さらに、市内全域に13の「地区人権教育（尊重）推進協議会^{※33}」が整備され、それぞれの地域において、実情に応じて講演会や懇談会の実施、人権標語の募集・掲示などの啓発活動に取り組んでいます。

各団体の活動が定着してきている一方で、参加者や活動内容が固定化しつつあることが課題として挙げられます。

人権が尊重されるまちづくりを推進するため、諸団体との連携を強化し、市民がより主体的に学習できる機会の提供が求められます。

具体的施策①

人権・同和問題の解決に向け、各地区人権教育（尊重）推進協議会^{※32}等との連携を強化し、市民の主体的な取組を促す学習機会の提供に努めます。

主な取組	地区人権教育（尊重）推進協議会と連携した地区懇談会 ^{※34} 等の開催			
取組の概要	○ 地区人権教育（尊重）推進協議会との連携を強化し、地域の課題やニーズに応じて学習プログラムを工夫・改善するなど、地区懇談会等の充実に努めます。			
	指 標	現状（H27年度）	H31年度	H36年度
	地区懇談会等の参加者数	7,182人	10,000人	11,000人

※33 地区人権教育（尊重）推進協議会…市内全域を網羅し、地域が主体となって、人権が尊重される住みよい地域づくり、いわゆる「人権のまちづくり」に取り組んでいくことを目的に、13地区公民館ごとに設置された組織。

※34 地区懇談会：近隣の人々が公民館等集い、人権に関わる問題について少人数で学び合う懇談会。

重点施策(3)

人権啓発の推進

現状
及び
課題

すべての人の基本的人権が尊重され、さまざまな文化や多様性を認め合う共生社会を実現することが求められています。

しかしながら、私たちの身の回りには、さまざまな人権問題が依然として未解決のまま存在しており、これらの解決に向け、行政と市民が一体となって取り組み、「思いやりとやさしさのある地域社会」の実現に努めることが重要です。

そのために、年間を通じて効果的な啓発事業を実施し、人権尊重の理念を市民の日常生活に定着させることで、地域に住む人々の相互理解を深めていくことが必要です。

具体的施策①

あらゆる差別の解消を図るため、行政と市民が一体となって人権啓発に取り組みます。

主な取組	「おおいた人権フェスティバル」 ^{※35} の拡充			
取組の概要	○ おおいた人権フェスティバルにおいて、関係機関・団体の参画の増加と、大型商業施設等における啓発活動の充実を図り、地域住民の参加・交流を促進することにより、人権啓発の推進に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	「おおいた人権フェスティバル」参加者数	11,494 人	11,900 人	12,400 人

※35 おおいた人権フェスティバル…人権講演会、大型商業施設等での啓発活動、人権作品コンクール等、思いやりとやさしさのある地域社会の実現を目指し、地域住民の参加・交流を促進する事業。

「大分市教育ビジョン検討委員会」における検討事項一覧

- ※ 検討事項については、第2回～第4回の検討委員会ごとに整理しています。
- ※ 修正箇所等については、本一覧の太枠内に「中間まとめ」の該当ページを示しています。
また、検討の結果、修正を加えず原案のとおりとするものについては、本資料の4ページ下段の表に示しています。

第2回教育ビジョン検討委員会での検討事項等一覧

番	検討箇所	内容	修正箇所等	担当課
基本構想				
1	「チーム学校」の推進 (p3)	説明の文章に学級担任制や教員個々の資質・能力の向上に関連するような記述があったほうがよいのではないか。(チームはもちろん、教員個々の力量の向上等について触れる)	「中間まとめ」p3 網掛け部分を追記	教育企画課
2	7 基本理念 (p6)	現行のビジョンでは「目指す人間像」の設定があるが、必要ないか。	「中間まとめ」p6 「目指す人間像」を新たに設定	教育企画課
3	8 基本理念の実現に向けて (2)「2つの視点」の図 (p7)	① 幼児教育や生涯学習の観点から考えた場合、横の連携の枠の範囲は改善する必要があるのではないか。 ② 「横の連携」に《連携・協働》とあるように、「縦の接続」にも《生涯学習》という観点を追記した方がよいのではないか。	「中間まとめ」p7 ①「学校・家庭・地域」の枠線のレイアウト変更 ②網掛け部分(生涯学習社会の実現の観点)を追記	教育企画課
4	「縦の接続」(p7)の上段の説明:「鍛え」の表記	「意欲と力を生涯にわたって鍛え」が分かりづらい。(意欲→鍛える△、力→鍛える○)	「中間まとめ」p7 網掛け部分に変更	教育企画課
基本方針1 重点施策(1) ■確かな学力の向上				
5	具体的施策①「指導方法の工夫・改善」(p11)の取組の概要の4つ目	「家庭学習の充実に努めます。」とあるが家庭との連携による学習習慣の定着等、家庭との連携を図る記述が必要ではないか。	「中間まとめ」p11 網掛け部分を追記	学校教育課
基本方針1 重点施策(1) ■豊かな心の育成と社会の変化への対応				
6	具体的施策②「グローバル化…国際理解」(p12)の指標	「ALT を活用する学年の拡大」とあるが、活用は1回でもよいのか→具体的な回数があれば、指標に示した方がよい。	「中間まとめ」p12 網掛け部分に変更	学校教育課
7	具体的施策③「環境教育」(p13)の指標	「環境教育にかかわる体験活動を実施した学校の割合」とあるが、1学年でもよいのか。そのあたりが伝わるよう、もう少し分かりやすい表現、説明を加えてはどうか。	※本資料(「検討事項一覧」)のp4下段の表1番参照	学校教育課
8	具体的施策⑤「郷土の歴史・文化・伝統」(p13)の取組の概要及び指標	①大友宗麟だけでなく、アルメイダやザビエルも入れてはどうか。 ②指標の30人、60人の設定根拠を説明してほしい。 ③検定の対象(小中)を明記してはどうか。	①「中間まとめ」p13 用語解説「※7」を追記 ②※本資料(「検討事項一覧」)のp4下段の表2番参照 ③「中間まとめ」p13 網掛け部分に変更	文化財課
基本方針1 重点施策(1) ■健やかな体の育成と健康・安全教育の推進				
9	具体的施策③「性に関する指導の充実」(p15)の指標	「発達の段階に応じた年間計画に基づく実践を…」の部分は当たり前のことではないか。違う指標もしくは、担当課が意図する内容が伝わりやすい表現に変えてはどうか。	「中間まとめ」p15 網掛け部分に変更	スポーツ・健康教育課

番	検討箇所	内容	修正箇所等	担当課
10	具体的施策④「歯と口の健康づくり」(p15)の取組の概要	市としてどの程度踏み込んで行うか等、市の取組の方向性が見えるような記述に変えてはどうか。	「中間まとめ」p15 網掛け部分に変更	スポーツ・健康教育課
11	具体的施策⑤「食に関する指導の充実」(p16)の指標	「毎日朝食を食べる」という状況を具体的にどのように捉えるのか。(ポテトチップス1枚でも食べたことになるのか)等、調査の内容まで具体的に踏み込んでビジョンに設定するのか。	「中間まとめ」p16 網掛け部分に変更	スポーツ・健康教育課
12	具体的施策⑥「防災教育の推進」(p16)の取組の概要及び指標	取組の概要を見ると、対象は子どもたちであるが、指標を見ると、保護者を対象とした設定となっている。概要の説明と指標との整合性を図る必要があるのではないか。	「中間まとめ」p16 網掛け部分を追記	学校教育課
13	具体的施策⑦「防犯や交通安全教育の推進」(p16)の指標	指標に設定している人数がボランティアの登録者数ということなので、参加者人数ではなく、登録者数に変更した方がよい。	「中間まとめ」p16 網掛け部分に変更	学校教育課
基本方針1 重点施策(3) 個に応じた教育活動の充実				
14	具体的施策②「特別支援教育の充実」(p19)の指標	「巡回教育相談」の実施時期等を明確に示してはどうか。 ※指標を新たに「教職員研修の受講率」に設定し、「巡回教育相談」については、p24の具体的施策③に移行。実施時期については、p24の用語解説※14に追記	「中間まとめ」p19 網掛け部分に変更	大分市教育センター
15	具体的施策③「いじめ・不登校等の未然防止」(p20)の取組の概要	取組の概要に新たに「未然防止」のための取組について具体的に設定した方がよいのではないか。(大分の状況は良いとは言えないため、この点は、ビジョンでぜひ取り上げてほしい)	「中間まとめ」p20 網掛け部分に変更	学校教育課 大分市教育センター
16	具体的施策⑤「情報教育の推進」(p20)または「道徳教育の充実」(p12)の取組の概要及び指標	・昨今問題となっている「情報モラル教育」について触れる必要があると思われる。情報教育か道徳教育に情報モラルに関連する取組を入れてはどうか。	「中間まとめ」p20 網掛け部分に変更	大分市教育センター 学校教育課
基本方針1 重点施策(4) 幼児教育の充実				
17	具体的施策①「生きる力の基礎」(p21)の取組の概要	「幼児が身につけるべき姿」とあるが、「身につける」と「姿」とがつながりにくい。表現を分かりやすく変更してはどうか	「中間まとめ」p21 網掛け部分に変更	教育企画課
18	具体的施策③「預かり保育」(p22)の取組の概要	重点施策に「預かり保育」を掲げているので、指標は設定せずとも、取組の概要には預かり保育に関する記述を入れる必要があるのではないか。	「中間まとめ」p22 網掛け部分を追記	教育企画課
その他				
19	指標設定・文章表現	指標について、補足説明を加える必要のあるものについては、欄外等に説明を加える。	「中間まとめ」該当ページ ・補足説明は指標枠外に「☆」を付して説明を追記 ・用語解説は、該当ページ最下段に「※」を付して追記	全課

第3回教育ビジョン検討委員会での検討事項等一覧

番	検討箇所	内容	修正箇所等	担当課
基本方針2 重点施策(1) すべての子どもの学びの保障				
1	「現状及び課題」(p23)	冒頭の2行が基本方針の冒頭とほぼ同じ内容の記述となっていることから、削除又は修正した方がよい。	「中間まとめ」p23 網掛け部分に変更	大分市教育センター
基本方針2 重点施策(3) 教職員の指導力の向上				
2	具体的施策②「研修の充実」(p28)の取組の概要	文中に「自ら学び自ら考える力」とあるが、H10年の改訂の表現であるため、H20年の改訂を踏まえた表記等に修正してはどうか。	「中間まとめ」p28 網掛け部分に変更(取組自体を変更)	大分市教育センター
基本方針2 重点施策(4) 地域と連携した取組の推進				
3	具体的施策①「多様な教育活動の推進」(p30)の取組の概要及び脚注	上記2番の内容と同じ	※本資料(「検討事項一覧」)のp4下段3番参照	学校教育課
4	具体的施策④「危機管理体制の構築」(p31)の取組の概要及び指標	①具体的施策には「危機管理体制の構築」とあるが、取組の概要には「実践的指導力の向上」となっており、施策と指標との関連性が分かりづらい。取組の概要の表現を再考する必要があるのではないかと。 ②指標のいじめの「認知件数」は、「解消率」の方がよいのではないかと。	「中間まとめ」p31 ①、②網掛け部分に変更 ②の「解消率」については、「中間まとめ」p20の具体的施策③の指標として設定。	学校教育課
5	具体的施策⑤「関係機関等との連携・協力による児童生徒・家庭への支援」(p31)の取組の概要	冒頭の「不登校をはじめ」の部分は、生徒指導上の課題ではあるが、後に続く「いじめ、暴力行為、児童虐待」とは質が異なるため、それぞれ書き分けるなど表現の工夫が必要と思われる。	「中間まとめ」p31 網掛け部分に変更	大分市教育センター
基本方針3 重点施策(3) 地域活動の充実				
6	基本方針3重点施策(3)(p36)の具体的施策①	地域主体型の拡大を図る取組であれば、市民協働推進課の事業内容等とも擦り合わせが必要であると考えがいかか。	「中間まとめ」p36 「現状及び課題」の網掛け部分を追記	社会教育課
基本方針3 重点施策(4) 地域における子どもの健全育成				
7	具体的施策①「子どもの社会体験・自然体験を通じた自主・自立活動の支援」(p38)の主な取組及び取組の概要、指標	子ども会に限定した記述となっているが、地域における子どもの健全育成という観点から、子ども会等を含むもう少し大きなくくり(例えば、少し先の時代を見据えたネットワークづくり等)で設定することなども考えられるがいかか。	※本資料(「検討事項一覧」)のp4下段4番参照	社会教育課
その他				
8	施策間の関連性(p24)、(p31)のスクールソーシャルワーカー関連の主な取組	具体的施策間で関連があるものについては、表外等に関連項目のページ等を記載すると相互の関係性がはつきりして見やすくなると思われる。	「中間まとめ」p13、31・p17、30 p24、31 取組相互の関連性が高いものについては、指標の枠外に「◇」を付して関連ページを追記	教育企画課

第4回教育ビジョン検討委員会での検討事項等一覧

番	検討箇所	内容	修正箇所等	担当課
基本方針4 重点施策（1）美術の振興と発信				
1	具体的施策④「情報発信」（p40）の取組の概要	取組の概要に「ホームページや各種広報媒体」とあるが、ホームページ以外の各種広報媒体の具体（紙媒体のもの等）についても例示するとわかりやすいと思われる。	「中間まとめ」p40 網掛け部分を追記	美術振興課
2	具体的施策⑤「創造都市の実現」（p41）の主な取組、取組の概要	美術に特化した記述となっているため、他の芸術に係る分野との関連も記述した方がよいのではないかと。	「中間まとめ」p41 網掛け部分を追記	美術振興課
基本方針5 重点施策（3）スポーツを指導・支援する人材の育成				
3	具体的施策①「スポーツ指導者の養成」（p50）の取組の主な取組、取組の概要	スポーツ指導者の養成とあるが、若手の「リーダー」の育成も重要（地域の活性化等の観点から）であると考え。リーダーの養成に関する取組についても挙げてはどうか。	「中間まとめ」p50 網掛け部分を追記	スポーツ・健康教育課
基本方針5 重点施策（4）スポーツ施設の整備				
4	具体的施策③「学校施設の効率的な利用」（p53）の取組の概要	取組の概要に「学校施設」とあり、指標には「学校体育施設」とあるが、意図的な使い分けがあればよいが、そうでない場合は、記述を揃えてはどうか。	「中間まとめ」p53 網掛け部分を追記	スポーツ・健康教育課

■ 次の1～4については、下記の理由により原案のとおりとしています

番	本資料（検討事項一覧）の該当ページ等	原案のとおりとする理由等
1	（p1）7番 具体的施策③「環境教育の指標」に係る検討事項について	環境教育等は、各学校において、地域や自校の実情に応じ作成した教育課程により、小学校6年間（中学校3年間）を通じ計画的、系統的に実施しており、児童生徒が在学中、いずれかの時期に学習することが必要であります。そのため、学校により実施学年に違いがあることから、指標は原案のとおりとしています。
2	（p1）8番 具体的施策⑤「郷土の歴史・文化・伝統」の取組の概要及び指標の②に係る検討事項について	中間まとめのp13下段の「※8」（用語解説）に示しているように、ジュニア歴史検定では、正答率9割以上を合格者としており、年間10人程度の合格者を想定していることから、平成31年度を30人、平成36年度を60人と設定しています。
3	（p3）3番 具体的施策①「多様な教育活動の推進」の取組の概要及び脚注に係る検討事項について	主な取組である「生き生き学習サポート事業」のねらいとして要項に位置付けている表現であることから、原案のとおりとしています。
4	（p3）7番 具体的施策①「子どもの社会体験・自然体験を通じた自主・自立活動の支援」の主な取組及び取組の概要、指標に係る検討事項について	地域においては、子ども会を含め、さまざまな団体が子どもの健全育成を担っており、それらの団体が連携を図りながら活動していくことは非常に重要なことと考えております。社会教育課としては子ども会活動への支援を通じて、子どもの自主・自立活動を支援していくとともに、地域における課題を把握し、課題解決に向けた方向性を考えていきたいとのことから原案のとおりとしています。